

決算特別委員会会議録

日時 令和2年11月2日（月） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後5時25分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 浅川 力三
副委員長 市川 正末
委員 白壁 賢一 桜本 広樹 遠藤 浩 水岸富美男
渡辺 淳也 乙黒 泰樹 鷹野 一雄 志村 直毅
向山 憲稔 飯島 修 古屋 雅夫 藤本 好彦
佐野 弘仁

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策補佐官 藤巻 美文 知事秘書監 長田 公 知事政策局長 渡邊 和彦
知事政策局理事 古谷 健一郎
知事政策局次長 上野 良人 政策企画グループ政策参事 斉藤 由美
政策調査グループ政策調査監 植村 武彦 秘書グループ管理監 武井 紀人
広聴広報グループ戦略広報監 三科 隆人 国際戦略グループ国際戦略監 雨宮 学
疾病対策推進グループ政策参事 佐野 満

福祉保健部長 小島 良一 福祉保健部参事（衛生薬務課長事務取扱） 大澤 浩
福祉保健総務課長 津田 裕美 健康長寿推進課長 細田 尚子
国保援護課長 眞田 健康 障害福祉課長 古澤 善彦
医務課長 齊藤 武彦 健康増進課長 高橋 直人

子育て支援局長 依田 誠二 子育て政策課長 土屋 嘉仁
子ども福祉課長 小俣 達也

県民安全協働課長 望月 英二 保健体育課長 上田 直人

公営企業管理者 井出 仁 企業局長 三井 薫 企業局技監 平井 一仁
企業局総務課長 瀧本 勝彦 企業局電気課長 高野 武

警察本部長 大窪 雅彦 警務部長 大泉 雅昭 警備部長 窪田 圭一
刑事部長 清水 順治 交通部長 功刀 康友 生活安全部長 荒居 敏也
首席監察官 比留間 一弥 総務室長 天野 英知
警務部参事官 川口 守弘 刑事部参事官 瀬戸 良広 交通部参事官 井上 久
警備部参事官 大森 伸 会計課長 進藤 明 地域課長 清水 高博

県土整備部長 大儀 健一 技監（砂防課長事務取扱）岩館 知哉
県土整備総務課長 雨宮 利之 景観づくり推進室長 深澤 修一
建設業対策室長 小泉 治明 用地課長 風間 浩 技術管理課長 矢野 昌
道路整備課長 秋山 久 高速道路推進課長 渡辺 和彦
道路管理課長 風間 辰也 治水課長 宮川 一郎 都市計画課長 若尾 洋一
下水道室長 岸川 浩 建築住宅課長 大澤 光彦 住宅対策室長 久保 正樹
営繕課長 久保寺 淳

防災局長 末木 憲生 富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 関 尚史
防災危機管理課長 小澤 清孝 消防保安課長 丸茂 敏樹

産業労働部長 中澤 和樹 産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 一瀬 富房
成長産業推進課長 有泉 清貴 産業振興課長 小林 徹
労政雇用課長 渡辺 一秀 産業人材育成課長 小林 靖

会計管理者 平賀 太裕 出納局次長（会計課長事務取扱） 今井 幸一
管理課長 柳原 明裕 工事検査課長 牧野 和憲

議題 認第1号 令和元年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 令和元年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定した。

審査の概要 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、部局審査と同様の対策を講じた上での開催とし、出席説明員については、密閉、密集、密接な状況を開ける観点から、出席を求める説明員は最小限とし、審査意見書に係る答弁を行う部局長等及び課室長のみとすること、また、委員会の出席に当たってはマスクを着用することとしているが、質疑者席での発言については、マスクの非着用も可とする旨、了承された。

次に、審査の順序は審査日程表に従い、知事政策局、福祉保健部及び子育て支援局関係、企業局関係、警察本部関係、県土整備部関係、防災局、産業労働部及び出納局関係の順に行うこととされた。

次に、認第1号議案について、午前10時00分から午後1時43分まで（途中、午前11時42分から午後1時15分まで休憩をはさんだ）知事政策局、福祉保健部及び子育て支援局関係、休憩をはさみ、認第2号議案について、午後1時55分から午後2時20分まで企業局関係、休憩をはさみ、認第1号議案について、午後2時30分から午後2時49分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午後3時05分から午後3時28分まで県土整備部関係、休憩をはさみ、午後3時40分から午後5時25分まで防災局、産業労働部及び出納局関係の総括審査を行った。

質疑 知事政策局・福祉保健部・子育て支援局関係

（山梨総合研究所に対する地域政策課題調査研究事業費補助金の支出について）

桜本委員

知の4ページの山梨総合研究所費についてお伺いをいたします。

山梨総合研究所は、平成10年に設立され、これまで地域のシンクタンクとして公益性の高い地域の諸課題に関する調査研究に取り組み、研究成果の情報発信や自治体等への提言を行うなど、重要な役割を果たしてきたと承知しているところであります。

しかし、創設以来、20年余りが経過し、社会情勢の変化や地域課題の複雑化、民間シンクタンクが成長、台頭する中で、山梨総合研究所の役割やあり方も変化していると認識しております。また最近、日本学術会議の会員問題が話題となっていますが、私は山梨総研の研究員についても、どのような立場の者が研究に携わっているのか、県民は知りたいと思っています。

そこで、制度開始から10年が経過し、社会情勢の変化や地域課題が複雑化する中で、昨今の研究テーマを見ると、中には地域の実情に合っていないテーマもあるように見受けられますが、自主研究のテーマ選定はどのように行われているのか、まずお伺いをいたします。

斉藤政策企画グループ政策参事 テーマにつきましては、県内企業、また大学と共通テーマの設定をいたしまして、共同して調査研究を行っているものもあります。また、そのほか山梨総研が営業活動を通して把握している地域課題、またニーズ等に着眼をして、そういった調査研究を自主研究としてテーマ設定しているものでございます。

桜本委員

私は、そうした研究成果も広く県民等に周知され、活用されなければならないと考えますが、実際にどのように周知活用されているのか、お伺いをいたします。

斉藤政策企画グループ政策参事 周知につきましては、総研のホームページ、また総合研究所が出している機関誌などで公表をしているところでございます。また、テーマごとに調査研究発表会なども実施しておりまして、研究の成果を発表しているところでございます。

また、成果活用につきましては、一番重要かと思いますが、これにつきましては、アンケートの結果、また意識調査などのデータにつきましては、市町村が作成をしております総合計画、また福祉計画などの基礎資料として活用されていると承知をしております。

また、県や市町村に対しても、政策提言なども行っているところでございます。以上でございます。

桜本委員

今、説明がありましたが、この出資者の形を見ると、山梨県あるいは市町村の振興協会とか、中銀さん、あるいはマスコミの各社というようなことで、出資の偏りというのを感じられます。シンクタンクでありますし、山梨の中に各大学もあります。そしてまた企業もでございます。やはり幅広く出資者を募りながら、偏りが無いような中で民間の声を聞いていくという、そういったものも

これからはやはり必要になっていくかと思えます。

最後に、山梨総研は設立から20年余りが経過しましたが、コロナ禍で地域社会や生活環境も大きく変化する中で、従来のテーマにこだわらず、山梨県のシンクタンクとして中長期的な視野に立ちながら、調査研究を行ってほしいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

斉藤政策企画グループ政策参事 委員御指摘のとおり、今から企業、大学、それぞれの声を幅広く拾っていくことが重要だと考えております。そういうところで地域の実情、それに応じた精通する強みというのが、これからの総研のあり方ではないかと考えております。

今後もさらに地域課題、また直接地域課題に直結するテーマ、また本県の特性を捉えたテーマ、そういったところに積極的に取り組みまして、地域密着のシンクタンクを目指してまいります。そのように考えております。以上でございます。

桜本委員 やはり知事のほうも、全てのコロナ禍において予算の見直しも図ると。予算の見直しを図るということは、その中における事業の見直しを総点検することだと思えます。山梨総合研究所という名前のとおり、実効性のあるシンクタンクになるように御努力を願いたいと思えます。以上です。

（あけぼの医療福祉センターについて）

次に、あけぼの医療福祉センターについてお伺いをいたします。

説明資料の福1ページに収入済額の主なものとして、あけぼの医療福祉センター使用料8億722万8,000円とあり、また、福8ページに、支出済額の主なものとして、あけぼの医療福祉センター費4億3,363万円余とありますが、資料に掲載のない収入、支出を含めて、あけぼの医療福祉センター全体の収支状況と、施設の定員に対する稼働率をまずお伺いをいたします。

古澤障害福祉課長 回答させていただきます。

令和元年度の収支の状況でございますけれども、収入が8億9,470万4,000円、支出については、センターの職員の人件費9億7,600万8,000円を含めまして、14億9,614万2,000円となっております。収支差額マイナス6億143万8,000円でございます。

施設の稼働率につきましては、入所が75.1%、通所は32.6%となっております。

桜本委員 施設のあり方として、赤字ということもある程度はわかるわけなんですけど、例えばこの直近の3年間を見ても、平成29年が約6億の赤字。平成30年も約6億の赤字だということ。そして、稼働率も大体定員88名の中で75%というように、非常にこの稼働率も悪いということの中で、あけぼの医療福祉センターが重度の肢体不自由者と知的障害者が重複する方を受け入れる施設であり、手厚い支援を行っていることから、収支に一定のマイナスが生じることは理解できます。

しかし、今、説明したように、余りにも過大だと言わざるを得ないマイナス

が生じている具体的な要因としては、どのようなことが考えられますか。

古澤障害福祉課長 収支差額にマイナスが生じている要因といたしましては、まず収入面においては、医療提供による診療報酬と障害福祉サービスを提供することによる介護給付費の収入が、全体のうちの90.2%ほどを占めておりますけれども、この基本報酬につきましては、基本報酬、さらに収入すべき加算につきましては、全て請求をして収納をしているというような状況になってございます。

一方、支出の面につきましては、施設の入所者のうち、重症度の最も高い支援区分6の入所者が、全体67人おりますけれども、このうちの62人ということで、92%を占めております。きめ細かな観察ですとか、専門的で高い支援技術が求められること、それからほぼ全員が入浴、食事、排せつ、移動などの全てにおいて介助が必要なこと。このようなことから、看護師や介護福祉士などによる手厚い職員体制が必要でございまして、人件費等の費用が多いこと、これがマイナスの収支差を生じさせている主な要因だと考えております。

桜本委員

今、るる状況をお聞きしているわけなんですけど、やはり県民の理解を受けるのには、やはり努力というものが、要するにどこを締めていかなければならないのかというものもあるかと思えます。

調べてみますと、通所の定員が30人ですけども、利用者が3割程度しかないという部分も数字としては変化がしておりません。やはりこういう状況下においても、やはり施設のあり方、例えば施設の改修を行ってでも、ニーズがあるものに関しては広めていくというように、設備投資もしながら、やはり隠れている方々を見出していき、そして利用しながら社会貢献に一つでもプラスになっていくという、そういったことも必要ではないかと思えますが、今後の稼働率等も含めながら、通所の稼働率を上げていく。あるいは今の時代に合ったようなものに施設を変えていくということについては、どのような見解をお持ちでしょうか。

古澤障害福祉課長 委員御指摘のとおり、可能な限り努力はさせていただかなければいけないだろうと考えております。現在、第6期障害福祉計画、それから第2期の障害児福祉計画の見直しを行うために、サービス見込み量の調査を実施しているところであります。見込み量に対するサービスの提供量、これをきちんと見きわめたいと考えてございます。

それから、県内においては、この重症心身障害児を受け入れる施設、これは2施設ございまして、あけぼの医療福祉センターと、国立病院機構の甲府病院、この2施設となっておりますので、甲府病院とも役割分担などについて協議を行ってまいりたいと考えております。

まずは、今月あけぼの医療福祉センターと同規模の施設を訪問すること、訪問して視察することにしております。そのため、そこと運営状況を比較分析するといったことを行いながら、改善策をしっかりと検討を進めてまいります。

桜本委員

公共がやっている施設、あるいは民間の施設もどのように経費を節減しているのか。また、利用者の拡大を図っているのか。そういったことも比較しながら、ぜひ赤字幅の縮小に努めていただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

（医療従事者の確保・定着・偏在の是正について）

遠藤委員

医療従事者の確保・定着・偏在の是正について質問をさせていただきます。

まず、医療従事者の偏在は顕著でありまして、医療提供体制が脆弱な地域においては、経営を健全化していくために重要な課題となっているということがあります。地域医療センターを運営することで、偏在の是正を推進しているということですが、このセンターの運営、実績についてお伺いをいたします。

齊藤医務課長

県では山梨大学と連携いたしまして、医師の地域偏在の是正を目的といたしまして、平成25年に地域医療支援センターを設置したところであります。これまでセンターでは、県内医師の配置状況などの調査、分析を行うとともに、医師確保が困難な地域の医療機関に対しまして、毎年度10名程度のドクターを派遣しておりますけれども、その際の対外調整などを行っています。加えまして、医師のキャリア形成に向けた相談支援などを行っているところであります。

以上でございます。

遠藤委員

このことにつきましては、部局審査の中で1,240万円の支出がされているというような報告でありました。この偏在の成果について、どのような成果があったのか、お伺いをいたします。

齊藤医務課長

現在これまで山梨大学等と連携いたしまして、さまざまな医師確保・定着対策に取り組んできたところでございまして、直近のデータでございますが、人口10万当たりの医師数を見ますと、県全域と全ての医療圏で増加しております。取り組みの成果があらわれているものと考えております。

しかしながら、医療圏別で見た場合には、中北医療圏と比較いたしまして、他の3つの医療圏が、いまだに医師が少なく、地域偏在が生じている状況ということでもあります。

例えば、峡南医療圏でございますけれども、中北医療圏は2.5倍のドクターがいるという状況であります。今後とも地域医療支援センターを初めといたしまして、あらゆる医師確保・定着対策を総動員いたしまして、医師の地域偏在の是正に努めてまいりたいと考えています。以上でございます。

遠藤委員

次は、医師修学研修資金貸与貸付金、これが8,300万円の返還金ということになりますけれども、本県の医療確保・定着促進対策への影響、また修学資金を貸与された医師の県内就職を確保するための取り組みの成果をお伺いしますが、この点について、細分化してお伺いをしたいと思います。

まず、この8,300万円の返還金があるということは、つまり県内定着がなされなくて、それを返還してきたということになりますけれども、この内容についてお伺いをいたします。

齊藤医務課長

医師修学資金のうち、卒業後6年のうち3年の県内勤務で返還免除となりま

す一種の貸与生が11人、3,495万円ございました。次に、卒業後15年間のうち9年の県内勤務で返還免除となる二種の方が6人4,836万円ということで、合計17人、8,331万円ということでございました。

以上でございます。

遠藤委員　この点については、かなり前の卒業生というように認識をしますが、何年ごろの卒業なんですか。

齊藤医務課長　元年度の実績で申し上げますと、平成19年の貸与生が3人、平成20年の貸与生が1人、21年が2人、22年が5人、24年が2人、25年が1人、26年が2人、27年が1人ということで、多岐にわたっているところであります。以上でございます。

遠藤委員　また、県外流出を避ける観点で、山梨大学の医学部の入学に地域枠というのを設けたと思います。この地域枠の中で県外流出をしたということがあるのか、お伺いをいたします。

齊藤医務課長　元年度の返還でございました17人でございますけれども、これまで医師修学資金を返還した方でございますが、全員が入学時に県内就業の義務を負わない一般枠のドクターでございました。ただ、地域枠のドクターにつきましても、本県に戻らないという意思を示してきてこられた方が何人かおありまして、そういった方につきましては、山梨大学等と連携して、説得に努めてこれまで本県に戻ってきていただきました。ということで、昨年度までに地域枠のドクターの方で返還した方はおりませんでした。

しかしながら、本年度初めて2名の地域枠のドクターが県内就業の義務を履行しないという方が発生しまして、修学資金を返還したということでございます。以上でございます。

遠藤委員　いろんな取り組みがあつて、近年医師確保が進展しているという状況だというふうに思います。こういったことを防ぐために、今どんな取り組みをしているのか、お伺いをして、私の質問は終わらせていただきたいと思います。

齊藤医務課長　県内定着に向けまして、修学資金の貸与制度ですけれども、平成24年度からの新規貸与者から、医師免許取得直後の初期臨床研修を県内病院で、また本年度の貸与生から、専門研修につきましては、県内医療機関における義務と。合わせて仮に就業義務違反が生じた場合には、年10%の利息を付すということとしています。

ただ、先ほど御説明いたしましたように、本年度初めて2名の方が出てしまいましたので、現在修学資金制度とは別に卒業時に県と地域枠医師との間で県内での就業義務を果たす旨の契約を締結して、仮に離脱の際には違約金を課すということ、来年度の入学生から導入しようということで考えているところであります。以上でございます。

（都留児童相談所、都留一時保護所運営費について）

水岸委員 子の5ページ、7ページ、都留児童相談所、都留一時保護所運営費について質問をさせていただきます。

中央児童相談所についても同じですが、児童相談所運営費と比較すると、一時保護所運営費の執行残のほうが執行額に占める割合が高いようですが、これは、一時保護所という施設の特性上の理由と思われるのですが、詳しく御説明をお願いします。

小俣子ども福祉課長 一時保護所の運営費につきましては、一時保護所に保護した児童の衣服や文具、日用雑貨などの日常経費や、給食費、布団等のリース料、保護所の宿直者の報酬、乳児院などに一時保護を委託する際の費用が含まれており、一時保護をする児童の人数や保護日数に応じて変わってくるものでございます。

このため、一時保護をする児童が多くなっても対応可能なように予算を計上しており、執行残が147万円ほどになっているところでございます。

それ以外の356万円余につきましては、昨年度育児休暇取得中の一時保護所職員の代替職員の報酬を見込んでいましたが、職員が育休から復帰したために執行残となったものであります。

水岸委員 児童相談所、一時保護所の運営は、昨今大変苦勞されているものと思いますが、部局審査では、執行残について効率的な執行により、不用額が発生したという御説明だったと思いますが、その理由について詳しく御説明をお願いします。

また、運営費は充足しているのか、あわせて伺います。

小俣子ども福祉課長 都留一時保護所の運営費につきましては、先ほど申し上げたとおりの理由で執行残となっております。都留児童相談所の運営費につきましては、4つの事業費に細分化されております。

細分化された事業別の執行残の内容ですが、1つ目の事務所の維持等に要する経常経費につきましては、効率的な執行により9万円余の執行残になっております。

2つ目の児童を医師が診断する経費につきましては、それが11万円余の執行残になっております。

3つ目の保護所児童の健康診断の経費につきましては、虐待等で重篤な状況にある児童の総合病院での健診を想定して単価を設定しておりましたが、クリニックで済む場合も多いため、54万円余の執行残になっております。

4つ目のその他の事業の運営費につきましては、市町村が行います1歳半健診と3歳児健診後の発達指導等の要請が見込みより少なく、発達指導セラピストに支払います謝金について、46万円余の執行残となっております。

このように、児童相談所や一時保護所を運営する経費につきましては、適切に業務が執行できるよう予算を計上しているところでございます。

水岸委員 最後に、特に都留児童相談所、都留一時保護所で、今後の運営上、何か課題となっている点があったらお伺いいたします。

小俣子ども福祉課長 中央児童相談所と同様に、都留児童相談所におきましても、児童虐待相

談対応件数が年々増加している状況でございまして、児童福祉司1人が担当する件数も増加しており、職員の疲弊が懸念されているところでございます。これには、職員を計画的に増員することで対応しているところでございます。

また、一つ一つの虐待案件が複雑化、困難化しているところでございまして、児童福祉司や児童心理司の経験が浅い若手職員が多いということもあり、職員の専門性の向上が望まれているところでございます。

一時保護所についても、虐待を受けて心に深い傷を負った子どもの、大人への不信感が強く、問題行動が多くなっている状況がございまして。こうしたケアが難しく、年齢の違う児童を同時に保護しているということから、職員に専門知識と経験が求められているところでございます。

現在、福祉の専門職の職員が研修を受けて対応しておりますが、今後は若手職員を対象とした研修会についても充実をしていきたいと考えております。

水岸委員

私も地元で、現場が本当に大変苦労しているなと感じます。ぜひ引き続き時代の流れとともに変化するのに対応していただくようお願い申し上げまして、質問を終わります。

（「富士山登山鉄道」構想の検討について）

渡辺委員

それでは、提出いたしました意見書に基づいて、何点か質問させていただきます。

まず初めに、主要施策成果説明書の102ページ、「富士山登山鉄道」構想の検討についてお伺いいたします。

こちらの記載を見させていただきますと、予算額の多くを翌年度繰越額とされているところで、また内容を見ますと検討会、理事会、総会等の開催とありますが、まず初めに決算額と翌年度繰越額の内容についてお伺いします。

植村政策調査グループ政策調査監 まず、決算額78万4,000円の内容でございまして、委託事業者を選定するための審査委員会の外部委員に対する謝金、旅費及び職員が国内事例の調査や関係機関等との意見交換などを行った際の旅費でございまして。

また、翌年度繰越額の4,070万円につきましては、昨年7月から来年3月までを期間といたします構想策定支援業務委託につきまして、契約に基づき事業の完了後に支払いを行うことから、契約額の全額を繰り越したものでございます。

渡辺委員

それでは、この内容についてお伺いしていきたいと思っております。記載の中にある、技術的可能性や世界遺産との整合性などについて、どのような調査を行ってきたのか。また、外部有識者による検討会とはどのような内容であったのかについてお伺いいたします。

植村政策調査グループ政策調査監 昨年度の調査内容といたしましては、例えば技術的可能性につきましては、最大8%にもなる急勾配ですとか、最少曲線半径30メートルの急カーブへの対応などの技術的課題に関しまして、国内外の事例や開発動向の調査などを行っており、世界遺産との整合性につきましても、文化庁、環

境省、日本イコモス国内委員会の前委員長、また富士山周辺で環境調査を実施している研究者へのヒアリング調査などを行ってまいりました。

また、昨年7月に設置いたしました富士山登山鉄道構想検討会におきましては、富士山5合目に至る交通システムのあり方につきまして、政財界を初め、文化、防災研究の第一人者など、日本の各界を代表する方々により、環境や景観の保全、来訪者の平準化、防災対策等の観点から、長期的な視点に立った検討が行われておりまして、4回の理事会を経て、昨年2月の総会にて、現時点では富士スバルライン上にLRTを敷設することが最も優位性が高いとの構想案骨子を取りまとめられたところでございます。

渡辺委員

スバルライン上にLRTを敷設することが最も望ましいという検討会の検討内容ということですが、それに基づいて検討会が富士山登山鉄道構想（案）の骨子を取りまとめているということですが、今御答弁にありましたとおり、世界遺産との関係や、そして期待される効果など、さまざまな課題がまだまだ山積していると思っております。それに関し、この富士山登山鉄道の期待される整備効果と課題についてお伺いいたします。

植村政策調査グループ政策調査監 登山鉄道を整備した場合に期待される効果といたしましては、まずLRTを含めまして、鉄道の場合には、一定間隔で運行され、かつ1編成の乗車定員も定まっておりますので、ピーク時の来訪者数は現状よりも抑えられ、利用の平準化が図られること、また現在富士山は自家用車やさまざまなデザインの大型バスが間断なく行き来しており、環境や景観に多くの負荷がかかっている状況でございますが、鉄道への切りかえにより、大気中への二酸化炭素等の排出がほとんどなくなり、自家用車、バスが居並ぶ景観も抜本的に改善されること、さらに鉄道自体が魅力的な移動手段として一つの観光資源になることや、5合目の景観、環境の改善などにより、将来にわたって安定的に富士山の観光資源としての価値を發揮し続けられるような観光の高付加価値化や地域経済への寄与が期待されることなどが挙げられております。

なお、整備に当たりましては、安全性ですとかコスト、関係法令や世界遺産関係の対応、地元の皆様とのコンセンサスなど、将来にわたってクリアしていかなければならないさまざまな課題がありますので、今後構想を策定する中で、それぞれの課題への対応方針等について整理してまいりたいと考えております。

渡辺委員

さまざまな整備効果があると同時に、課題があるという御答弁をいただきまして、やはり冬季期間における富士北麓地域、ひいては山梨県全体の観光を振興していく上で、かなり期待される場所もあり、ただ、その点、日本においてはまだまだこういった登山鉄道、現代における登山鉄道というものは、まだまだ整備されている事例が少ない、あるいはないという状況の中で、やはり今後も丁寧な議論を進めていく必要が大いにあるかと思えます。

そのような中で、答弁の中にもありましたけれども、この構想の実現に当たっては、やはり地元の市町村を中心とした関係者の方々の深い理解が何よりも必要であるとともに、やはり新型コロナウイルス感染症の影響によって、この計画を構想していた段階の当初どおりには、なかなか進めていけない。富士山の麓から5合目までの移動手段を、どのように考えていくのか。そもそものあ

り方についても、やはり検討していかなければならないということだろうと思います。

そこで、この質問の最後に、今後私の思いとして、地元の住民の方々の深い理解と、そして富士山登山鉄道に向けての機運を醸成していくために、しっかりと意見交換をしていく必要があると思いますが、この整備効果、そして課題を踏まえて、今後の進め方についてお伺いいたします。

藤巻知事政策補佐官 世界遺産富士山において、登山鉄道構想を策定し、その実現を目指すためには、地元住民の皆様方からの理解が必須要素であると認識しております。このため、これまでも検討会の会議内容を全て公開とし、その議論の様子をメディアのみならず、地元の希望者の方々にも傍聴していただいているところでございます。

また、本年2月には検討会から富士スバルライン上にLRTを敷設との具体的なイメージをお示しいただきましたので、これをもとに地元市町村、世界遺産協議会の住民代表、観光事業者などと順次意見交換を進めてきたところでございます。

今後も地元自治体を初め、より多くの住民、関係者の皆様に検討状況を丁寧に説明し、意見を伺うなど、しっかりとコミュニケーションを図りながら、まずは富士山登山鉄道構想を鋭意まとめてまいりたいと考えております。よろしくお伺いいたします。

渡辺委員 ぜひ地元の関係者に対してプッシュ型の説明をしていただいで、そういった事業を進めていただくことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

（自然保育の導入の促進について）

それでは、主要成果説明書の45ページ、自然保育の導入の促進について、何点かお伺いいたします。

まず初めに、本県の豊かな自然を生かして、足腰の強い子供を育成するために自然保育導入推進事業ということでもありますけれども、ここに記載されております決算額の内訳について、内容についてお伺いいたします。

土屋子育て政策課長 成果説明書決算額1,363万8,000円の内訳につきましては、自然保育推進のためのリーフレットや活動事例集の作成、シンポジウムの開催やアドバイザーの派遣等に要した経費135万5,000円と、自然保育の拠点として再整備する愛宕山こどもの国の基本計画策定業務及び測量業務の委託費1,228万3,000円となります。以上です。

渡辺委員 自然保育の導入については、リーフレットや活動事例集の作成、あるいはアドバイザーの派遣等を行っているということですが、やはり前々から言われているとおり、自然保育の導入に当たっては、やはり現場の保育士さん方がどのような形で自然保育を行って、あるいは安全性を確保していったらいいのか、わからないというような声が多数寄せられているところで、その対するケアや支援として、こういったことをされてきているんだと思っております。そこで、こういった先ほどの答弁のものを活用して、具体的にどのように自

然保育の導入促進に取り組んでこられたのか、次にお伺いいたします。

土屋子育て政策課長 まず、積極的に自然体験活動に取り組んでいる園を紹介した活動事例集を1,000部作成し、活動事例や県外からの移住者の話を掲載したリーフレットを5,000部作成しています。これらを県内の保育所や幼稚園のほか、大学等の保育士養成施設、東京都内で移住の相談に応じている山梨暮らし支援センターなどに広く配布するとともに、県ホームページにも掲載をしているところです。また、保育教育関係者への普及啓発資料として活用するとともに、保護者や山梨への移住を考えている方へのPRにも活用していただいているところです。

また、事例集とリーフレットの作成とあわせて、自然保育の導入推進アドバイザーを6名委嘱し、こういった方の要請に応じて、安全対策ですとか、保護者への理解の深め方などの紹介や、派遣先の保育所等の実態に即した指導とか助言を行っていただいているところであります。以上です。

渡辺委員 自然保育については、やはり子供たちの情操教育や今後の学習意欲の増進について、相当効果があるということが言われております。ぜひ本県においては、豊かな自然や、そして環境がとてもしっかりと、積極的に進めていただきたいと考えております。まだまだ県下いろんな地域では、進んでいないところも見受けられますので、地域的な偏りがなく、さまざまな地域で自然と子供たちの調和を図り、そして児童教育についての理解、自然保育についての理解が促進していくことを願っております。

それでは、この質問の最後に、この令和元年度のこの自然保育の導入促進の成果と、そして課題についてお伺いいたします。

土屋子育て政策課長 平成29年度に県内の保育所に自然保育に関するアンケートを行い、安全性の確保が心配ですとか、職員にノウハウがないといった声が寄せられていたことから、昨年6月に保育所等の園長を集めた会議を開催して、県が策定した自然保育導入支援の手引の内容や使い方について説明を行いながら、積極的な活用を促したところです。

これに加えて、活動事例集等の作成配布や、アドバイザーの派遣制度の創設などを行いながら、自然保育を推進する体制を整えたところであり、こうしたことが、昨年度の大きな成果ではないかと思っております。

一方で、アドバイザー派遣制度を昨年11月に創設して、その後、派遣の調整を行ってきたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け活動自粛ということもありまして、昨年度は1園の派遣にとどまり、本年10月末現在も、合計5園の派遣にとどまっているという課題があります。

ただ、アドバイザーの派遣を実際に受けた園の満足度は非常に高いといったことがありますので、改めて本年度もアドバイザー派遣の積極的な活用を呼びかけているところです。

また、自然保育というキーワードは、県内の子供の健やかな育成だけではなく、東京都に向けた強いアピールポイントとなりますので、より効果的にPRすることが、今後の課題と考えております。以上です。

（外国人材の受入促進及び外国人との共生推進について）

乙黒委員

それでは、早速質問をさせていただきます。

まず初めに、外国人材の受け入れ促進及び外国人との共生推進についてお伺いいたします。

資料のほうは、成果説明書の75ページとなります。

まず初めに、外国人材企業相談センターの設置にという部分が記載されておりますが、この具体的な成果についてお伺いしたいと思います。

雨宮国際戦略グループ国際戦略監 同センターの昨年度の相談件数は、9月17日の開設から年度末までに107件ございまして、外国人材の雇用方法のほか、技能実習や特定技能の制度の詳細、それから在留資格の変更手続など、幅広い相談や問い合わせに対応いたしました。また、相談対応だけではなくて、昨年度実施しました外国人雇用に関する企業アンケートに回答しました企業に対しまして、外国人雇用に関する聞き取りや雇用制度に関する情報提供を行いました。

さらに、業種別等に企業向けセミナーを実施しまして、県内企業に対しまして外国人雇用に関する制度等の周知を図りました。

乙黒委員

昨年、総務委員会で、外国人留学生と意見交換をした中では、そうした留学生の皆さんがいろいろ困っている部分、企業に就職もそうですし、アルバイトなどもどこに行ったらいいかわからないというような部分がありましたので、やはりこういう相談センターが設置されることによって、大きな成果があるのではないかと考えております。

その中で、次に外国人留学生の合同就職面接会を3回開催したとありますが、この参加した留学生や企業の数、また実際に就職につながるような成果があったのか、お伺いしたいと思います。

雨宮国際戦略グループ国際戦略監 昨年度は5月に外国人留学生の雇用セミナー、7月に外国人留学生の合同就職面接会、それから11月に外国人留学生の就職セミナーを開催しました。企業向けの外国人留学生雇用セミナーにつきましては、36社が参加しまして、留学生雇用の県内事例や留意点等について説明を行いました。

それから、企業と外国人留学生のマッチングを図ります外国人留学生の合同就職面接会につきましては、35社参加しまして、留学生は55人参加しまして、外国人留学生4人の就職につながったところでございます。

それから、留学生向けの外国人留学生就職セミナーにつきましては、11人が参加し、日本の就職活動の仕組みですとか、必要な準備について説明をいたしました。以上です。

乙黒委員

この相談センターの設置からこうした具体的な面接会等の開催によって、しっかりと人数もふえてきたかなとは感じております。今後もそういったきめ細かいニーズをしっかりと拾い上げながら、やはり留学生の皆さんに対応していただきたいなと思います。

もう一点、こういった外国人材がさまざまな職種で働く機会というのは、近年増加をしております。そうした中で、こうした方々へのフォロー体制について、どのように対応されているのか、お伺いします。

雨宮国際戦略グループ国際戦略監 外国人が安心して働き、暮らせる山梨県実現のために、不適切な労働条件などでの雇用ですとか、悪質な仲介業者によるあっせん等を排除しまして、県全体で適正な労働環境づくりを推進するために、ことし7月にやまなし外国人労働環境適正化推進ネットワークというのを構築しまして、現在県内企業等が参加しております。

また、本県の在留外国人が在留手続、雇用、医療、子育てなどの生活にかかわるさまざまな事柄につきまして、適切な情報や相談場所に迅速に到達できるように、情報提供や相談を行う窓口としまして、昨年8月にやまなし外国人相談センターを開設したところでございます。

さらに、ことし6月には、山梨県外国人地域生活サポーターを設置しまして、現在15の国・地域出身の38名の方々が周囲の外国住民に対しまして、日常生活に関する相談対応ですとか、情報提供等さまざまな支援を行っております。

乙黒委員

昨年の留学生の皆さんとの意見交換会のときにも感じましたが、やはり留学生の皆さんは相当能力が高かったという部分もありますし、また国の動きを見ても、外国人の労働者のいろいろな場面で活躍していく場面がふえていくと思っておりますので、しっかりとしたそういったフォロー体制も含めた中で、山梨県内で多くの方が働いていただけるような環境整備を、今後も進めていただきたいなと思います。

(介護人材の確保・定着と資質向上について)

それでは、次の質問に移ります。

介護人材の確保、定着と資質向上についてお伺いします。

成果説明書の91ページとなります。

まず初めに、この介護人材の確保のため、新入職員や2年目職員に対する研修を複数回実施したとありますが、その詳細についてお伺いしたいと思います。

細田健康長寿推進課長 新入介護職員の研修につきましては、接遇マナーやメンタルヘルスの研修、それから懇談会などを2回実施し、延べ101人の方が参加されました。このほか新入介護職員同士の連帯感を醸成し、施設間の垣根を越えた交流を支援するための合同入職式では、先輩職員による応援メッセージや介護への熱い思いを伝える講演会などを開催し、64人の方が参加されました。

また、2年目職員に対する研修会につきましては、介護の魅力ややりがいについての講演や、入職してからの振り返りと今後のキャリア像を具体的に考える意見交換会をあわせて実施し、44人の方が参加いたしました。以上です。

乙黒委員

介護人材の皆さんは、働いている現場がなかなか苦しい環境であったり、せっかく就職しても離職してしまう方が結構多いのかなと思っております。その中でやはりこうした新入職員や2年目の職員の皆さんに対して、しっかりフォローアップすることで、やっぱりこの人材、そこの職場に定着していただくということにつながりますので、ぜひこういった部分、しっかりと続けていただきたいなと思います。

その上で、もう一点御質問をさせていただきます。

介護ロボットの導入に対する助成を8施設に行ったとありますが、その詳細についてお伺いしたいと思います。

細田健康長寿推進課長 介護職員の負担軽減による離職防止等のために、地域医療介護総合確保基金を活用しまして、介護ロボットの導入に対し、助成を行っているところであります。令和元年度は、センサーや通信端末等により、要介護者の状況を把握することができる見守り支援用の介護ロボットや、介護者が移動介助をする際の身体的負担を軽減するため、装着して使用する移乗介護用ロボットと、8事業所へ5機種、合計20台の導入を助成しております。以上です。

乙黒委員 介護用ロボットといっても、今御説明があったように、見守りに使う部分ですとか、あとは労働力の負担軽減になるようなロボットですとか、恐らくさまざまな先進事例があると思います。人間が自分でできる限界がありますので、そういった部分をサポートできる介護ロボット等の状況について、多くの先進事例からしっかりと情報を精査していただいて、多くの現場の皆様にも使われていないところにもしっかりとこういう事例がありますよ、またこういった補助金がありますという部分を周知していただいて、多くの介護人材、働いている皆様の負担軽減につながるような努力を続けていただきたいなと思います。

（保育人材の確保・定着、質の向上の促進について）

それでは、次の質問に移らせていただきます。

保育等人材の確保・定着、質の向上の促進についてお伺いたします。

成果説明書の70ページとなります。

まず初めに、山梨県保育等人材確保・定着等協議会が設置され、会合が開催されておりますが、その詳細についてお伺いします。

土屋子育て政策課長 保育等人材確保定着等協議会につきましては、県内全ての保育関係団体と幼稚園団体、保育士養成校の先生方などで構成しており、全体会とともに、保育の魅力発信部会と質の向上部会の2つの部会を設けまして、さまざまな検討や取り組みを行っているところであります。

まず、魅力発信部会につきましては、多くの若者に保育士等を目指していただけるよう、保育フェアの実施やPR冊子の作成を通じて、保育現場の魅力を発信してきました。また、本年度には、全保育所にアンケートを実施して、各園が取り組む早期離職対策ですとか、保育士確保対策などの好事例を幅広く収集し、情報提供を行っているところであります。

また、質の向上部会につきましては、各種団体が行う保育士への研修事業を一覧化しておりまして、本年10月に開設したやまなし幼児教育センターと連携して、必要な研修事業を整理し体系化していくといったことをしております。

また、今年度は、この協議会を活用して、感染症に負けない保育環境をつくるといったような取り組みも検討しているところであります。

以上です。

乙黒委員 ありがとうございます。

もう一点、保育士を目指す皆さんを対象に、保育所等見学バスツアーを開催

し、137人が参加したとありますが、その後の就職状況について詳細をお伺いいたします。

土屋子育て政策課長 バスツアーには137名の方に参加をしていただきました。参加した個人ごとの就職先までは把握をしていないところですが、バスツアーに参加をしていただいた方からは、自然に触れるといった園が多く都会にはない魅力を感じたとか、保育士になりたいという思いが高まったとか、将来への不安がバスツアーに参加をしたことで解決したといった感想をいただいております。

こうした中で、参加をしていただいた県内の保育士養成校全体では、卒業生で就職した方268名のうち、184名、約70%弱になりますけれども、県内保育所等に就職を決めていただいております、現場の保育士等からも、バスツアーをきっかけに県内への就職を決めた新任保育士がいるといった声も伺っているところです。以上です。

乙黒委員

かねてより、保育人材というのは日本中でどんどん不足していく職業なのかなという中で、他県が給与をアップしたりですとか、そういった部分で本県に比べて魅力的な条件を出されたときに、どうしても山梨県内の保育人材の確保は大きな課題があるのかなと思います。その中で、実際に山梨県内の保育現場を見ると、自然豊かな中で、子供が伸び伸びと生活している様子等を見て、県内で保育の仕事につきたいという部分につなげるためには、このバスツアーは大変重要な要素かなと思っております。

ただ、やはり今後は、こうしたバスツアー、何人参加したからというようなあやふやな部分、アンケートで気持ちが高まりましたという部分だけではなくて、実際にその方々がどのぐらい本県に就職しているのか。また、ではなぜ就職しなかったかについても、アンケート等でしっかりと把握しながら、山梨県内で保育をするという魅力という部分を、しっかりと高めてつなげていただきたいと思います。

最後に、保育士はなかなか給与が厳しい環境で仕事をされている方が多い中で、本県のキャリアアップを目的に研修を開催しておりますが、その詳細についてお伺いしたいと思います。

土屋子育て政策課長 キャリアアップ研修につきましては、子供を取り巻く環境が変化し、保育所等に求められる役割も多様化、複雑化しております。保育士には、より高度な専門性が求められており、平成29年度にキャリアアップ研修事業を創設いたしました。この研修が処遇改善加算を受けるための要件の一つともなっておりますので、昨年度は、現場の保育士等の意見も踏まえて、乳児保育、幼児教育、障害児保育といった専門分野別の研修のほか、保育所においてリーダー的な役割を担う方のマネジメント研修を行っております。昨年度は670名の方が受講し、延べ3,183名の保育士が研修を修了しているところです。以上です。

乙黒委員

このキャリアアップの研修で多くの方々が受けていただいているというのは承知いたしました。研修を受けることによってキャリアアップ、それぞれのキャリアアップした形で給与の増加という部分につながっていくと思いますの

で、ぜひその分、しっかりとした研修と、また今潜在保育士、保育の現場から離れて別の仕事をしていたり、専業主婦をされている方々もたくさんいますので、そういった部分もしっかりと掘り起こしていけるような魅力的な職場環境をつくるように、今後もしっかりとこうした研修をより深めていただきたいなと思います。答弁は要りません。以上で質問を終わります。

（公衆衛生の維持・向上について）

鷹野委員

それでは、よろしくお願いたします。

主要施策成果説明書の85ページ、公衆衛生の維持・向上のうち、食品衛生監視費について伺います。

また、78ページ、成果指標の達成状況を見ますと、基準年平成30年0.4%、平成元年が現況0.5%ということで0.1ポイントの伸びであります。

こういう中で、平成30年6月に改正されました食品衛生法が、ことし6月に施行され、全ての食品事業者は、令和3年、来年ですけれども、6月からHACCPに沿った衛生管理を導入することが義務づけられたところであり、非常に心配しているところでもあります。

そこで、県の総合計画においては、令和4年までに100%取り組むとしており、その取り組みは急務と考えるところでもあります。

まず、85ページにあるHACCPの普及啓発用チラシの作成、配布約7,500件について、その概要と配布効果についてお伺いたします。

大澤福祉保健部参事（衛生薬務課長事務取扱） チラシにつきましては、食品衛生法の改正に基づくHACCPの制度化の日程や基本的な考え方、導入手順について記載をしまして、事業者へ郵送または保健所窓口での配布ということで、周知を行ったところですよ。

このチラシの配布にあわせて、アンケートを行ったところですが、このチラシによりまして、これまでHACCP制度化を知らなかった事業者から、衛生管理の基準や手法、対応の手順などを知ることができたというような回答をいただいているところでございます。

鷹野委員

そこで、先ほど申し上げました78ページに現況値として、HACCPの導入施設の割合が0.5%となっておりますけれども、既に導入している食品事業者の件数をお伺いしたいと思います。

大澤福祉保健部参事（衛生薬務課長事務取扱） 改正法は先ほど委員のお話にありましており、来年度令和3年6月に施行されるということですが、それまでの間は、なお従来の方法による衛生管理を行うということとされています。現在は、国際基準のHACCPに基づく衛生管理につきましては任意ということになっておりまして、取り組んでいる一部の事業者、大規模な製造業者が多いわけですが、これが山梨県食品衛生法施行条例に基づき届けている件数でございます。

この件数につきましては、甲府市を除きまして対象となる許可件数が1万5,000ほどありますが、68件が届け出ているという事業者の数ということでございます。

鷹野委員 今1万5,000のうち68件の届け出ということでございます。まだまだ多くの事業者が、これから取り組みを始めることとなるかと考えておりますが、令和4年度末に100%の目標達成に向け、今後限られた期間、県として何を、またどのようにHACCP導入に向けた取り組みを行っていくのか、あわせて導入の把握、今後把握をどのように行っていくのか、伺いたいと思います。

大澤福祉保健部参事（衛生業務課長事務取扱） 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、このHACCP導入に向けてこれまで予定をしておりました講習会、大人数で行うということが困難な状況になってきております。このため、まずは県のホームページや広報を活用した周知を行うこととしまして、10月には県からのお知らせとして新聞掲載による周知を行ったところでございます。

また、今後ラジオによる周知を行う予定としております。さらに、この新型コロナウイルス感染の対策を行った上での講習会、いわゆる小規模な形での講習会の開催、それから食品衛生指導員による地域での普及啓発など、山梨県食品衛生協会とも連携をして行うとともに、各保健所においては、個別に丁寧な相談を行うこととしております。また、保健所や当課職員による施設への立入指導の際にも、HACCP導入の指導を行ってまいります。

把握につきましては、保健所あるいは当課の職員の立ち入りの際、あるいは今後HACCPの導入状況についてのアンケート等を行うことで把握をしてまいります。

鷹野委員 いずれにしても、食品衛生協会の協力もあって進めておると承知しております。まずもって協力者がお伺いしたところ、知らないとか分からないとか、そういうことが非常に多くあるように聞いております。来年6月でございます。ぜひとも積極的に普及啓発をしていただくよう、お願い申し上げまして、次の質問に入ります。

（多様な保育ニーズに対応できる環境の整備について）

それでは次に、主要施策成果説明書の68ページと71ページでございます。

多様な保育ニーズに対応できる環境の整備ということでもありますけども、病児・病後児保育実施箇所の地域の偏在が、現在あるのかなのか、お伺いしたいと思います。

土屋子育て政策課長 病児・病後児保育施設につきましては、病児・病後児保育施設の形態に、今熱が出ている、けさ熱が出ってしまったというお子さんを預かる病児対応型と、病気は回復期にあるけれども、集団生活は困難といったお子さんを預かる病後児対応型という2施設があります。それ以外に、保育所に通っているお子さんが、保育中に熱を出すなど、体調が悪くなった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育所の看護師等が預かる体調不良児対応型があります。

一般的に病児保育と言われている施設は、病児あるいは病後児を預かる施設になり、昨年度末で県内に18施設あります。地域別の内訳は、中北圏域に9施設、峡東圏域に2施設、峡南圏域に2施設、富士・東部圏域に5施設となっており、対象となる12歳未満のお子さんの人口割合で見ても、利用できないといった状況になく、地域偏在はないと考えております。以上です。

鷹野委員 ありがとうございます。
それでは次に、病児・病後児保育実施箇所の利用状況等をお教えいただきたいと思ひます。

土屋子育て政策課長 この病児・病後児保育の利用状況につきましては、季節性の感染症、インフルエンザ等の流行状況などの影響もありますが、令和元年度の利用者数は延べ5,561人となっております。以上です。

鷹野委員 ありがとうございます。
次に、病児・病後児保育の普及と書いてございますけれども、どのように普及しているのか、お伺ひしたいと思ひます。

土屋子育て政策課長 病児・病後児保育の普及につきましては、県のホームページや県が作成する子育てハンドブックへの掲載はもちろんのこと、地域の子育て情報紙などのさまざまな媒体ですとか、小学校6年生までが使えるといったことが知られていないといった状況もありますので、小学生がいる県内全ての家庭に、学校を通じて病児・病後児保育のリーフレットを配付するなどの周知をしているところではあります。

また、甲府と富士吉田にある子育て就労支援センターなど、職業相談の窓口にもリーフレットを配置して、周知に努めているところではあります。以上です。

鷹野委員 ありがとうございます。
次に、病児・病後児保育事業への助成42カ所でございますけれども、令和4年、目標、病児・病後児保育実施箇所数を45カ所としてございますけれども、この目標の根拠はいかがでしょうか。

土屋子育て政策課長 施設数の目標値45カ所につきましては、病児・病後児保育の実施主体が市町村であることから、市町村の子ども・子育てプランとの整合性を図る中で平成30年度の40施設から5施設ふやすことを目標としているところではあります。
この5施設の内訳は、まず、平成30年度から県内全体の病児・病後児保育の広域利用という取り組みを進めており、広域利用が可能な病児・病後児対応型施設を1施設ふやすとともに、体調不良児対応型保育所を4施設ふやすことで、計5施設という目標を掲げているところではあります。以上です。

鷹野委員 ありがとうございます。
次に、18カ所の広域利用は、非常に保護者の方は、このことに利便性を感じているところではあります。この広域利用でございますが、偏りがあるのか、その辺をお伺ひしたいと思ひます。

土屋子育て政策課長 広域利用につきましては、県内どこに住んでいても施設を利用できるような仕組みにしておりますので、偏りがあるといったような状況ではないと考えております。以上です。

鷹野委員 最後に、今お答えいただきました偏りがあるとすればということでございますけれども、ないということではありますが、受け入れ制限等がこの施設とそれぞれに想定されることがあるのか、お伺いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

土屋子育て政策課長 病児・病後児保育施設の受け入れ状況につきましては、インフルエンザ等の流行により、その施設の利用定員をオーバーする場合、受け入れが制限されることもありますが、広域利用の仕組みとして受け入れを制限されたという話は聞いておりません。

利用者の声としては、予約で満杯でも他の施設を円滑に利用することができ、大変ありがたかったというような声をいただいているところです。以上です。

(知事の公務について)

向山委員 説明資料、知の3、知事の公務についてお伺いいたします。

昨年度の長崎知事の公務について、活動範囲は山梨県内にとどまらず、各省庁や政党本部に幾度となく上京して予算獲得に向けて精力的に活動してきたものと承知しています。東京で設置された会議や会合も複数あり、海外でもトップセールスを行うなど、歴代の県知事では考えられないスタイルで県内外を問わず、活動する知事に対し、十分なサポート体制が求められているというふうに思います。

昨年度は県庁と東京事務所をつなぐテレビ会議システムを構築するなど、新たな取り組みを行っていますが、知事が県外にいる際の連絡体制はどうなっていたのか、お伺いしたいと思います。

長田知事秘書監 知事との連絡体制につきましては、私や随行職員が常に知事と連絡をとれる体制をとっております。具体的には、随行職員の携帯電話、また知事公用車に常備しております防災行政無線等を使って連絡体制を整えているところでございます。以上です。

向山委員 秘書グループとして随行職員と携帯電話等を通じて連絡体制をとっていること、また東京事務所においての知事の執務室など、適時適切に県庁幹部の皆さんと連絡をとっていることは承知をいたしました。東京での活動が多い中、また御家族がいらっしゃるという事情も踏まえて、十分なサポート体制を整えていただきたいと思います。

その上で、知事をトップとした危機管理対応は万全を期さなければいけないと思います。2014年2月の豪雪災害時に、当時の横内知事が登庁できずに、県民から批判を受けた過去もあり、公務時間外であっても、体制を整えておく必要があります。

部局審査では、知事政策局には知事公舎に関係する予算はないとのことでしたが、総務部の決算内で宿舍管理費として賃借料は計上されていることを確認をさせていただいております。県内にいる場合は、すぐに県庁で危機管理対応を行う状況にあると了解をしていますが、知事の県外にいる際の体制を含めた公務時間外の連絡体制など、昨年度の状況をお伺いしたいと思います。

長田知事秘書監 知事との連絡体制につきましては先ほど申し上げましたが、常に知事と連絡がとれる体制というものを整えております。風雪水害など、あらかじめ想定されます事案につきましては、関係部署とも連携を図りながら、情報把握に努め、事前に今後の対応や登庁方法などを確認をしてございます。

昨年度につきましては、10月の台風19号における災害対策本部の設置や、11月になりますが、CSF、いわゆる豚熱の関係での本部、それから1月以降は、新型コロナウイルスへの対応ということで対応してまいりまして、その際にも、関係部署としっかりと連携をしながら情報把握に努め、知事に連絡をとりまして、今後の対応等を調整してまいったところでございます。

以上でございます。

向山委員 県民の安全を期すという体制とともに、安心を持ってもらうような情報発信も行っていたいただければと思います。

次に、自民党籍を持ちながら精力的に活動する長崎知事ですけれども、日々、公務、政務、党務または後援会活動を行っているとは承知しています。その中で、予算上では、知事公務とその他の活動費用は、現状では区分されていると考えますが、公務に係る費用、秘書業務費などは、十分な予算がとられていたでしょうか。山梨県の発展に向けた予算獲得のためには、時に公務や政務、党務の区別が難しい場面も想定されると思いますが、そのことも配慮した上での予算執行となっているのでしょうか。それらを含め、縮減が進められている秘書業務費は、当初予算額に対する決算額は6割未満にとどまっているとは承知していますが、知事の活動に対するサポートのための予算は十分だったとお考えになっているか、見解をお伺いします。

長田知事秘書監 令和元年度におきましては、秘書業務費として2,882万2,000円の予算を計上し、決算額といたしましては、1,686万8,000円となっており、十分な予算は確保されていたと考えております。

また、委員御指摘のとおり、知事の活動は連続して行くことも非常に多いわけございまして、内容に配慮しまして、適切に対応しております。

公務の支出に当たりましては、県財務規則など関係法令等の確認を行いまして、適正に執行しております。

知事が最適に公務を行えますよう、内容を精査し、予算を執行しております。サポートのための予算としては十分な額が確保されていると考えているところでございます。以上でございます。

向山委員 ぜひ昨年度に引き続きまして、これからもよろしくお伺いしたいというふうに思います。

（中国・四川省へのマスクと防護服の寄附について）

次の質問に移ります。

説明資料、知の3、中国・四川省へのマスクと防護服の寄附についてお伺いします。

中国本土での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、山梨県はことし2月に中国・四川省からの要請を受けて、医療従事者用の防護服1万3,000着とマ

マスク2万枚を四川省に寄附しました。友好都市関係にある四川省を支援する目的であり、県内の医療機関への影響はないことを確認した後に、マスクなどを送付した経緯を承知しておりますが、要請を受けてから決定まで、県庁内部でどのような議論と検討が行われ、予算執行されたのか、お伺いしたいと思います。

雨宮国際戦略グループ国際戦略監　ことし1月28日に本県と姉妹友好関係にあります四川省から、新型コロナウイルスの感染状況などの報告とともに、病院で使用します物資について支援要請がありましたので、国内の感染状況などを確認した上で、四川省の窮状を救うために支援物資を発送したものでございます。

向山委員　県庁内部の議論というところが、ちょっと今の答弁ではわかりにくかったところですが、ことしの令和元年度2月定例会の教育厚生委員会で、私も質問させていただいた際は、健康増進課のほうから、国際交流という観点で送らせていただいたと。協議ということではなくて、確保については支障がない業務ということを確認をとっているということをお伺いしております。加えて、知事も講演等でおっしゃっておりますが、新型コロナウイルス発生当初は、県として備蓄するマスクはないような悲惨な状態だということも知事も認識をされていたと思います。

そのような状況下での中国・四川省からの寄附要請であり、難しい政治判断だったというふうにも推察をされることもあります。

県内の医療従事者からは、寄附に対して、国内でマスクの供給不足が予想される場面で、大量に寄附を決定した判断は正しかったのかという声も実際に私も聞いています。発生当初の判断であり、当時は感染症の専門家などに相談できる体制がなかったのではないかと推察できますが、その後に長崎知事は、山梨版CDCの創設を打ち出しており、今後は多角的に県当局に対して助言する体制が整うものと期待しております。

四川省への寄附行為などの事例を検証しつつ、感染症学、また医学的な見地からの助言を受けた判断が求められると考えますが、昨年度の予算執行を踏まえた見解をお伺いしたいと思います。

雨宮国際戦略グループ国際戦略監　当時の感染状況ですけれども、国内では感染者が4名、死亡者はおりませんでした。一方、四川省では感染者が321名、重症者13名、死亡者1名という危機的な状況にありました。本予算執行につきましては、35年の長きにわたり、友好関係を築いてきた四川省を救うために、人道的な見地から行われた支援でございまして、今後も姉妹友好地域とは互いに助け合う関係づくりを行っていきたいと考えております。

向山委員　感染症という観点から、新しい組織において適切に判断されることを期待して、以上といたします。ありがとうございました。

(がん対策について)

飯島委員　リベラルやまなしの飯島修でございます。よろしくお願ひいたします。我が会派の古屋・藤本両委員も、この後私の後登壇いたしますので、あわせ

てよろしくお願ひ申し上げます。限られた貴重な持ち時間でありますので、早速入らせていただきたいと思ひます。

まずは、主要施策成果説明書83ページ、がん対策の推進の中で取り組まれている諸課題を切り口にして、がん対策全般を対象にして幾つかお尋ねいたします。

1つ目として、がん患者妊孕性温存支援制度の創設についてであります。

少子化になかなか歯止めがかからない中、子供を希望してもなかなか授からないという方々にとって、この制度は明るい光にもなるかと、こういう感じを持つわけでありますが、そもそもこの制度の目的とその内容をお伺ひいたします。

高橋健康増進課長　がん患者の方々は、抗がん剤や放射線治療等の影響で、生殖機能が損なわれるおそれがございますが、この治療の前に卵子や精子などを採取、保存することで、将来の妊娠の可能性を残すことができまして、希望を持って前向き治療に臨んでいただくということが目的でございます。

この妊孕性温存療法は、医療保険が適用されずに、患者の経済的負担が大いという課題がございます、県として医療費の助成を行っているというものでございます。

具体的には、県内の医療機関で治療を行う場合、女性の場合は40万円、男性の場合は10万円を上限に補助額を設定してございまして、この金額は治療費のほぼ全額を賄える水準に設定をしております。

以上でございます。

飯島委員　懸念していたその費用に関しましては、かなり網羅されるということで説明を伺ひ、よい制度とたった今実感したわけでありますが、このサービスを知らないことには享受することもできないということでもありますので、この制度が深く浸透するためにも、周知方法がとても大事だというふうに思うわけですが、その現状の周知方法をお尋ねいたします。

高橋健康増進課長　周知に当たりましては、まずは患者さんに妊孕性温存療法について理解をしていただくということが重要でございまして、こうした治療法の説明とあわせて、主治医から助成制度についても案内をしていただくと、こういうことが効果的だというふうに考えてございます。

そのため、県のホームページでの周知に加えまして、昨年度はがん診療連携拠点病院の医師などを対象に講習会を実施し、周知を行ってきたところでございます。

この結果、新たに制度を創設した昨年度の助成の実績が1件でございましたが、今年度は既に4件の申請をいただいております、徐々に周知が進んでいるものと承知をしております。以上でございます。

飯島委員　実績も上がっているということでもありますので、ぜひ今後とも効果的な周知を続けていただきたいと思ひます。

次に、がんゲノム医療についてお伺ひします。

去る10月4日に県立図書館において、第14回がんフォーラムが開催され

ました。私も参加してきました。私は、実は12年前に第1回目のがんフォーラムの開催にかかわっておりまして、毎年出席するというのを続けております。

今年は、がんゲノム医療の実際と感染症と題して、県立中央病院理事長の小俣先生からの講演もありました。県立中央病院では2013年にゲノム解析センターを開設し、その後ゲノム診療部を設立して大きな成果を上げているものと承知しております。

そこで改めて、近年話題になっているこのゲノム医療とは、そもそもどんなものなのか、お伺いします。また、今までの治療とどう異なるのか、患者の負担、あるいは理解を得られているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

高橋健康増進課長 がんゲノム医療についてでございますが、これはがん細胞の遺伝子の変化を調べまして、その結果に基づいて個々の患者さんごとに最適な治療法や薬剤を選択するという治療法でございます。

従来のがん治療は、がんの発生部位ごとに治療法の選択をしておりましたが、個々の患者のがんの性質に合わせて治療が可能になるという点が大きな違いでございます。検査や診療、治療に当たっては、患者や家族などへのカウンセリングを十分行った上で実施をするものと承知をしております。

以上でございます。

飯島委員 従来の治療と違って、いわゆるオーダーメイド的なことをやるということですので、期待をしたいと思います。

実際に、本県では、具体的に現状はどうなっているのでしょうか。

高橋健康増進課長 県内では山梨県立中央病院と山梨大学医学部附属病院の2病院が、がんゲノム医療を提供しておりまして、東大病院との連携病院に指定をされてございますが、さらに高度な医療を提供できるように、国のがんゲノム医療拠点病院の指定を目指しているというところでございます。

県では診療体制の整備、強化や人材育成、遺伝子解析の研究などに要する経費を対象といたしまして、がんゲノム医療推進事業費補助金を、この2病院に交付をいたしまして、適切ながんゲノム医療が受けられる体制の整備を支援しているところでございます。以上でございます。

飯島委員 今後、前向きにやっていただけるという力強い答弁がありました。ぜひお願いします。

最後に、子宮頸がんワクチンについてお伺いします。

ワクチンの接種については、副作用の懸念から、2013年に今まで行っていた国の積極的奨励がストップしたまま、本年で7年が経過します。本県の現状はいかがでしょうか。

高橋健康増進課長 子宮頸がんワクチンの接種の勧奨についてでございますが、先月9日に厚生労働省の通知の一部が改正されたところでございまして、積極的勧奨は控えるものの、定期接種に関する情報提供のさらなる充実を図るというふうにされたことから、本県においても、市町村や医療機関に対して対応をお願いしてい

るところでございます。

具体的な実績といたしましては、昨年度はワクチンの接種の回数が128回分、これを人数ベースで置き直しますと、およそ40から50名ほどでございます。こうした接種の実績でございます、直近3年では増加をしている傾向でございます。以上です。

飯島委員

ワクチンの接種、個人的な希望もあろうかと思いますが、臨機応変にやっていただきたいと思います。このワクチンの接種とは別に、子宮頸がんを早期発見するための早期受診は当然必要でありますし、今後もそれを促していかなければいけないと思います。

そこで、若い女性を対象にした受診率を上げるための県の取り組みは、どうなっているのか、お伺いします。

高橋健康増進課長 子宮頸がんは20代から30代にかけて罹患率が急上昇するというものでございまして、特に20代の検診受診率が低く40%未満で低迷をしているという課題がございます。

委員御指摘のとおり、こうした若い世代の女性に対して、早期発見のために子宮頸がん検診の受診率を向上させることが非常に重要だと考えてございまして、産婦人科医会などと連携をいたしまして、ラッピングをほどこした検診車を活用して、大学や職場を訪問する子宮頸がん受診率向上事業を実施しているところでございます。

具体的には、正しい知識を普及するための講習会や健康相談のほか、無料の検診を実施しているところでございまして、アンケートでは、9割以上の方が定期的に受診をしていきたいと回答いただいているところでございます。以上でございます。

飯島委員

若い方が多いということですので、答弁のとおり、いろんな大学、職場、あらゆるところを対象にこれからもやっていただきたいなというふうに思います。

あと、がん対策を推進するためには、それなりの財源が当然必要になります。求められてしかるべきだと考えます。本県の過去3年ぐらいのがん対策にかけられた予算、実績の推移がわかりましたら、教えていただきたいと思います。

高橋健康増進課長 がん対策推進のための県の予算額についてでございますが、直近3年で申し上げますと、平成30年度は1億3,838万円、令和元年度は9,879万円、令和2年度は1億274万円となっております。このうち平成30年度につきましては、例年計上していない経費としまして、先ほど答弁を申し上げました子宮頸がんの検診車の整備に要する経費、これが約4,000万円含まれておりますので、これを控除いたしますと、3年間で増加をしているという状況でございます。

引き続き、各施策の施策効果を検証しながら、必要な予算額を確保してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

飯島委員

過去3年間、30年度は検診車を買ったので、少し多かったという事実があ

ります。安定しているということでもあります。もちろん財源は大事でありますから、多ければいいということでもないんですが、効率的にしっかり計上して私たちが協力することは協力するというだけでいきたいと思えます。

平成24年に山梨県がん対策推進条例が公布されて、私もその作成委員会のメンバーとして、ここにいる白壁委員ともどもかかわって、その後、本県のがん対策は着実に成果を上げていますと実感しますが、今後のがん対策は、我が国の必須の事業であります。本県はぜひがん対策推進県として認められるよう、引き続き取り組み強化をお願いします。要望で終わります。ありがとうございました。

浅川委員長 委員長より申し上げます。質疑については一問一答を原則とされるようお願いいたします。

（多様な保育ニーズに対応できる環境の整備について）

古屋委員 持ち時間がございませんので、単刀直入に申し上げます。

成果説明書71ページ、多様な保育ニーズに対応できる環境整備について伺います。

子供が病気などの場合、安心して預けることができる施設であることが重要であると考えております。まず、その運営費の助成について伺います。

土屋子育て政策課長 病児保育事業の運営費につきましては、設置に係る基本分と、利用実績に応じた加算分を合わせて、令和元年度の助成額は7,265万1,000円となっております。以上です。

古屋委員 次に、広域利用ができる整備体制ということでもありますけど、その成果について伺います。

土屋子育て政策課長 広域利用化の成果につきましては、病児保育全体の利用者数は、ここ数年減少傾向にあるものの、広域利用者数は年々増加している状況です。平成29年度は甲府圏域の6市町で先行実施し、延べ850人が利用しておりました。全県で広域利用を開始した平成30年度は延べ1,390人、令和元年度は前年比16%増の延べ1,612人となり、病児保育の利用者全体の29%を広域利用が占めていることから、成果があったものと考えております。

以上です。

古屋委員 かなり成果が出ているということで、大変これはいいことだと思っております。

最後に、共稼ぎ世帯が増加しているということによって、今後も病児・病後児保育施設の果たす役割というのは、極めて大きいものがあると考えられますが、今後の課題というのはどのように認識されているのか、最後にお伺いいたします。

土屋子育て政策課長 広域利用化したことによって、円滑な利用はできていると考えておりますが、どこでも同じサービスが受けられるよう、病児保育の質の向上が課題と

考えております。

県では毎年度、病児保育にかかわる関係者を対象とした研修会を開催しております。昨年度は、新型コロナウイルスの関係で、開催を延期し、本年9月10日に感染症対策といったことをテーマとした研修会を開催しておりまして、67人が参加しました。

また、利便性を高めるため、スマホで施設の空き状況の確認や予約をできるシステムを導入してきたところであり、今後につきましても、利用者や施設の方の声に耳を傾けながら、一層改善に努めてまいりたいと考えております。以上です。

（食品の監視指導の促進について）

藤本委員

第2次山梨県食の安全・安心推進計画にもあります食品の安全性の確保のための監視指導の促進について伺っていきます。

この計画には、県民意識、アンケート調査の実施状況があり、食品について不安に思う項目の最多が輸入食品でした。その上で、県が強化すべき取り組み項目で一番多かったのが、食品に対する監視指導でした。それらを踏まえ、一般的な輸入農産物について監視指導をどのように行ってきたのか、伺います。

大澤福祉保健部参事（衛生薬務課長事務取扱） 輸入食品につきましては、厚生労働省が輸入時に書面審査を行った上で、必要に応じ、農薬を含む理化学検査や微生物検査などを行い、水際対策を徹底するとともに、国内に入りました食品については、各都道府県で流通段階における監視指導、検査等を実施しているところであり

ます。

本県におきましては、毎年度山梨県食品衛生監視指導計画を策定し、監視指導を行っており、その結果については、ホームページで公表しているところで

す。

令和元年度は、89検体の農産物の残留農薬検査をしており、そのうち輸入農産物は16検体で違反はございませんでした。

なお、国での検査状況につきましては、厚生労働省もホームページで検査結果を公表しておりまして、令和元年度は輸入農産物の検査を4万5,000件ほど実施しておりますが、238件違反がありまして、その内容はカビ毒、腐敗とかカビ等、農薬の超過基準、成分規格の不適合などでありました。特に国内消費量の86%を占めます外国産の小麦は、安定供給を図るために、そのほとんど政府が輸入しておりまして、農林水産省が船積み時に農薬を含む検査を行い、合格したもののみを買い付ける仕組みとなっております。また、厚生労働省が行う令和元年度の水際検査では、水ぬれによる腐敗やカビの違反はありましたが、残留農薬の違反はありませんでした。以上でございます。

藤本委員

例えば既に民間機関の調査では、外国産小麦からつくられたパンから、発がん性の疑いのある除草剤の主成分が検出されたことが報告されています。本県では、公立病院の病院食のパンの原料となる小麦、ほぼ100%が輸入産であると。県民から懸念する声も届いています。

そこで、公立病院の病院食において、どのような監視活動を行ってきたのか、伺います。

齊藤医務課長 医療法の観点からお答えをさせていただきます。
公立病院を含めまして、全ての病院に対しまして医療法25条に基づき、立入検査を現在行っております。立入検査でございますが、病院が医療法に規定されました人員や構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているかという点につきまして検査をしております。

したがって、入院患者に良質な食事が提供されるよう、給食施設が医療法に基づく構造設備を有しているかなどの確認を行っておりますけれども、病院食に用います食材などにつきましては検査対象とはしていないというところでございます。以上でございます。

藤本委員 検査対象としていないということなんですけれども、県民からは懸念する声が聞こえてくる中で、輸入農産物を病院食へ提供するメリットについて、どのように認識をしているのか、伺います。

齊藤医務課長 お答えいたします。
病院食へどのような食材を用いるかという点につきましては、患者さんへどのようなサービスを行うかという点に直結いたしますので、まさに病院のポリシーでありますとか、哲学といったものになるかと思えます。したがって、病院管理者が個々に御自身の責任で御判断されるものだというふうに考えています。以上でございます。

藤本委員 次に、学校給食に関してお聞きします。
例えば、本県では学校給食のパンの原料となる小麦、県産は5%、そのほか95%がカナダ産、アメリカ産となっています。保護者から懸念する声が多く寄せられています。そこで、学校給食において、どのような監視活動を行ってきたのか、伺います。

上田保健体育課長 ただいまの御質問にお答えします。
学校給食の信頼を担保する事業として、食材点検、検便委託事業及び学校給食等食材の放射線検査事業を実施しております。結果については、食材点検、検便委託事業については、県立給食実施校と市町村の結果を集約し、その設置者に情報提供するとともに、必要に応じて指導を行っております。

また、学校給食等食材の放射線検査事業については、ホームページ等において公表し、必要に応じて衛生薬務課と情報共有しながら、指導するものとしております。

なお、学校給食食材の検査につきましては、輸入、国産を問わず、全てを対象とし、抽出して検査を行っております。以上でございます。

藤本委員 県民からは、子供が食べている給食のパンは大丈夫でしょうかとか、県は検査をした結果をどこで公表しているのですかといった声が寄せられています。学校給食への保護者の不安を少しでも払拭するため、どのように取り組んだのか、伺います。

上田保健体育課長 学校給食費の中で、保護者の不安を払拭するための取り組みとして、先ほども申し述べましたが、学校給食等食材の放射線検査を実施しております。この事業は、東日本大震災における原子力災害に関し、学校給食食材への不安の声が上がったことから、不安解消を図るため、市町村の依頼に基づき実施しており、結果はホームページ等で公表しております。

なお、輸入、国産を問わず全てを対象として抽出して検査をしておるところでございます。以上です。

藤本委員 放射線検査以外にも、検査の充実を図ることを望みます。

それと同時に、今現在多くの食材が海を渡って船によって運ばれてきています。輸入農産物を学校給食へ提供するメリットについて、県はどのように認識しているのか、伺います。

上田保健体育課長 輸入農産物であるか否かを問わず、学校給食実施基準にのっとり、各施設において栄養教諭等が栄養のバランス、価格等を総合的に勘案しながら、給食に適した食材を調達を行い、児童生徒にとってよりよい給食の提供に努めておるものと承知しております。

藤本委員 学校給食は、自宅に持ち帰ることができず、県民が容易に入手することはできません。そこで、今後の展開として、学校給食を製造している業者からサンプルを提供してもらい、県として検査をすることはいかがでしょうか、伺います。

上田保健体育課長 輸入、国産を問わず、学校給食法で定められている学校給食衛生管理基準にのっとり食材検査を定期的実施し、安全性を確保しております。今後も児童生徒にとって、よりよい給食を提供するために、今までと同様に学校給食法にのっとり検査を継続して実施してまいります。以上でございます。

藤本委員 今、これまでの議論を聞いておきますと、なかなか県民の食に対する不安が払拭できないんじゃないかなという思いが消えません。そこで、輸入農産物を食べることの安全性について、県民がどのように認識しているのか、県は把握しているのか、伺います。

望月県民安全協働課長 県では、やまなし食の安全・安心ポータルサイトですとか、情報誌などによりまして、食品に関する正確な情報を県民の皆様に提供するとともに、インターネットメールや専用ダイヤル、食品安全110番というのがございます。それらを通じまして、県民からの問い合わせや相談に対応しております。

また、食の安全・安心を語る会を定期的開催いたしまして、消費者や生産者、事業者の皆様と意見交換を行っております。

現行の食の安全・安心推進計画の計画期間は来年度までとなっております、改定の際には、改めてアンケート調査を実施するなど、県民の皆様の意思の把握に努めてまいります。以上でございます。

藤本委員 ぜひ次期計画におきましては、県民の不安が少しでも払拭されるようお願いいたします。

（健康寿命の延伸に向けた健康経営の推進について）

次の質問に移ります。

本県の企業は設立されてから経営年度の長い長寿企業が多数あります。今後も経営を長寿に導くためには、そこに従事する従業員が、まずは健康である必要があります。健康寿命の延伸に向けて、特に働く世代へ接近し、政策を打っていく必要があります。そのために県内企業が健康経営の考え方をもち、従業員の健康づくりに戦略的に取り組むことが重要です。そのために、県内企業に健康経営の考え方を普及していくことが急がれます。

やまなし健康経営優良企業認定制度を創設されましたが、昨年度実施した事業内容と決算額、どのようになっているのか、伺います。

高橋健康増進課長 昨年度は、やまなし健康経営優良企業認定制度を創設するに当たりまして、制度設計の検討と周知、この2点を実施いたしました。具体的には、検討委員会を2回開催をしたほか、企業向けにはパンフレットの作成、配布、そしてセミナーの2度の開催、こうした事業を実施いたしました。令和元年度の決算額は32万円となっております。以上でございます。

藤本委員 今後も県内の企業に対してインセンティブを高める施策を行うことで、企業において健康経営が普及されるよう願います。

現在の取り組み状況ですが、認定制度は、今年度から動き出していると思います。今年度の取り組みの進捗状況や取り組む中で見えてきた課題、さらに課題を解決するための対策の実態について伺います。

高橋健康増進課長 今年度は制度創設後初めて企業の認定を行いまして、37社の認定を行ったところでございます。

10月20日には、こうした企業向けに認定式を開催をいたしました。現在令和4年度までに、50社以上の企業を認定するということを目標に取り組んでございますが、県内企業への周知が課題だというふうに考えてございます。

今年度はコロナの影響下で集合形式の会議が難しい状況にございましたが、来年度に向けて開催方法を工夫して企業向けのセミナーを実施するとともに、業界団体を通じて呼びかけを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

藤本委員 事業者や従業員の方の健康の維持が進みますように、対策の提案、さらには今出ましたように、計画目標の前向きな見直しなど、対応を望みます。健康経営は、基本的に従業員に対する取り組みですが、その家族や地域住民にも波及していくことで、県民全体の健康づくりに着実に繋がっていくと期待しています。

そこで、健康寿命をさらに延伸していくため、現在県が抱えている課題と具体的な対策について伺います。

高橋健康増進課長 平成31年3月に公表した健康増進計画の中間評価では、メタボリックシンドローム、運動週間、歯周病などの項目が目標達成まで進捗がおくれている

状況にございました。こうした課題に対しましては、さまざま地道な活動を続けてまいりましたが、これまで接点の少なかった働く世代にアプローチをすることが重要と考えまして、昨年度こうした従業員への健康づくりに戦略的に取り組む企業を認定する制度を創設したところでございます。

健康課題の中でも、肥満や運動不足、そして受動喫煙も含めた喫煙の問題については、大人と子供に共通する課題でございますので、企業に勤める従業員から、その家族や地域住民にも健康づくりを広めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

藤本委員 県内全域で健康の増進と健康寿命の進展につながりますよう取り組みを加速させることを期待します。健康経営の効果を最大化するために、企業のほかに市町村や学校、大学なども巻き込んで産学官で協力し、連携することが大切だと考えます。そして、産学官のみならず、県民に広く健康づくりが進展して欲しいと思っておりますが、どのように考えるのか、伺います。

高橋健康増進課長 住民に身近な市町村、学校、そして企業などは、それぞれ工夫を凝らしながら健康づくりに向けた取り組みを進めているところでございまして、こうした主体との連携は非常に大切だと考えてございます。県からも積極的に働きかけることにより、県民の健康寿命の延伸につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

藤本委員 ぜひ健康経営から得られる効果、これを企業、基礎自治体、学校の枠内だけにとどめず、県民の多くが享受できるように念じます。
以上で質問を終わります。

（外国人材の受け入れについて）

佐野委員 それでは、決算報告書128ページを中心に、外国人材の受け入れについてお伺いをいたします。

令和1年度、山梨県として外国人の活躍を重点施策として取り組みの宣言をするとともに、県民、企業、団体、ボランティア、市町村などの皆さんと一緒に着実に取り組みを実行するための共通認識として、やまなし外国人活躍ビジョンは重要な観点だと思っております。

そこで質問します。「共生ネットワーク会議（令和元年度開催）」を経て、主要施策成果説明書に記載の令和2年2月「やまなし外国人活躍ビジョン」策定に至ったものと承知しております。活躍ビジョン案を確認しますと、「2、施策目標」には、外国人材確保のため、県内で必要とされる介護業など14業種の外国人材確保として、何人をいつまでに必要としているのか、目指すべき目標数値はあるのか、お伺いします。

雨宮国際戦略グループ国際戦略監 やまなし外国人活躍ビジョンにつきましては、県として外国人の活躍を重点施策としまして取り組むことを宣言しまして、多様な主体とともに取り組みを実行するための共通認識となるものとして策定したものでございます。

したがって、本ビジョンは、外国人が活躍できる地域づくりに向けた県

の基本的な考え方を示すとともに、中期的な取り組みの方向性を示す指針でありますので、具体的な数値目標は定めておりません。しかしながら、ビジョンを推進するためのそれぞれの事業におきまして、例えば外国人地域生活サポーターの設置人数ですとか、研修会の開催回数など数値目標を設け、達成に向けて取り組んでいるところでございます。

佐野委員

ありがとうございました。

今後も具体的に実効性を担保しながら、優秀な外国人材の獲得に努めていただきたいと考えます。

（介護人材の確保・定着対策の推進について）

それでは、次の質問に移りたいと思います。

決算報告書142ページを中心に、介護人材の確保・定着対策の推進についてお伺いをいたします。

介護人材については、全国的に逼迫している状況を憂うものでありますが、まず山梨県において2年目、介護職員研修会の実施では、44人の参加であります。前年の新入介護職員は何人だったか、お伺いをしたいと思います。

細田健康長寿推進課長 前年の平成30年度の新入介護職員数につきましては、新卒が65人、既卒が85人で合計150人でありました。以上です。

佐野委員

ありがとうございました。

次に、令和1年度に離職した理由は何であるか、お伺いをしたいと思います。

細田健康長寿推進課長 離職理由につきましては、公益財団法人介護労働安定センターが実施している介護労働実態調査などから、職場での人間関係に問題があった、法人や施設、事業所の理念や運営に不満があった、収入が少なかったなどが主な理由ではないかと推察しております。以上です。

佐野委員

離職については、ハードな仕事内容であることというのは、大きな要因でもあるかというふうに思っております。離職を防止する観点での待遇改善など、今、令和1年度の取り組みについて、成果説明書と重複する箇所があると思いますが、お示してください。

細田健康長寿推進課長 離職の理由としまして、施設、事業所の運営方針や職場での人間関係が上げられていることから、働きやすい職場環境づくりに取り組めるよう、管理職向けのマネジメント研修を実施することとしております。

また、給与面での待遇改善を図るため、事業所が処遇改善加算を最大限取得できるよう、社会保険労務士等を派遣し、取得に向けた支援を行っております。

さらに、1年目、2年目職員への研修に加えまして、今年度は新たに3年目職員に対し、スキルアップ研修や同期との意見交換会、先輩職員に相談できる場を設け、介護職員の離職防止に努めているところでございます。以上です。

佐野委員

前質問の外国人材の受け入れについての質問でも行いましたが、外国人材

として県内への介護人材確保の進捗状況について、人数を含めて本年度中の取り組みの推進についてお伺いをします。

細田健康長寿推進課長 県内で外国人介護人材として従事している方は、10月末現在で、経済連携協定に基づき来日している方が26人、技能実習生が64人、特定技能1号が2人と合計で92人となっております。今年度の取り組みとしましては、日本の生活になれていただくために、日本文化への理解やコミュニケーション技術に関する研修、研修生同士の交流会のほか、移動や移乗など、基本的な介護技術に関する研修会を開催いたしました。このほか、国家資格取得への支援としまして、日本語や介護分野の学習に要する経費に助成を行うこととしております。以上です。

佐野委員 ありがとうございます。

2050問題を見据えたときには、山梨県において介護人材定着に向けた対策は、より重要になってくるものと考えられます。難しい人材確保の問題だと思いますが、職務改善や関連して外国人人材の獲得を含めて、介護現場への対策を促進していただきたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

（糖尿病性腎症の重症化予防対策について）

続きまして、決算報告書342ページを中心に、糖尿病性腎症の重症化予防対策についてお伺いをします。

平成27年度では、全国ワースト2位という非常に厳しい状況でしたが、現在では特定健診やレセプトデータから、各市町村の重症化予防対象者の年齢や受診状況、重症度別分布の比較分析を推進され、結果を活用して、保健指導や受診勧奨の課題に対する助言を市町村に行われていることは、非常に重要なことだと考えております。

そこで質問します。

平成27年度の山梨県は人口10万人当たり17.6人であったことを承知しておりますが、データベースを活用した疾病の重症化予防により、糖尿病性腎症、重症化予防プログラムの地区医師会への協力要請を行うことで、減少への取り組みがなされていると確認しております。令和元年度では、人口10万人当たりの人工透析に移行した患者数は何人か、お示してください。

眞田国保援護課長 お答えをいたします。

令和元年度に糖尿病性腎症で新たに人工透析に移行した方は、人口10万人当たり18.0人でございます。以上でございます。

佐野委員 ありがとうございました。

受診勧奨を含めて必要な情報を対象者にこの発信することは重要だとも考えております。今のようにだんだん少なくなっていくことは、本当にありがたいことだと思っています。

そこで、国保データベースを活用し、国保加入者へのスマホアプリを開発されていますが、使ってもらうための周知方法について、また現在のアプリを使

っていただく対象者数と、アプリを使っている利用者数をお示しいただき、利用状況等についてお伺いをします。

眞田国保援護課長 お答えをいたします。

まず、アプリを使っただく対象となる方、19歳以上の国民健康保険の被保険者の方としておりまして、令和元年9月時点の被保険者数で算定いたしますと、約17万5,000の方が対象となります。

次に、アプリの利用者の方々についてですけれども、10月時点でデータ処理の準備が整った市町村から順次オープンにしてございます。

ただ、アプリの利用開始から間もないということで、現時点では130名という規模にとどまっております。このようなことから、今後の周知方法でございますけれども、市町村においては健診結果の通知にこの事業の御案内を同封していただくとか、市町村広報誌への継続した掲載、また県でも広報誌とか、広報番組がございますので、いろんな媒体を使いまして、さまざまな方法を使って取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐野委員

ありがとうございました。

もう最後の質問になりますが、本年度からは重症化予防に積極的に取り組む市町村に対して、国からはさらに交付金等を手厚く交付することとしていると確認をしております。

そこで、県内市町村での国保データベースを活用している市町村数は何カ所か。また推進の状況と進捗についてお示してください。

眞田国保援護課長 お答えをいたします。

国保のデータベースでございますけれども、県下全て27市町村、端末は整備されておりまして、そこでデータの分析等活用がなされております。昨年度国民健康保険団体連合会におきましても、国保のデータベースから糖尿病性腎症の支援対象者を抽出できるようなシステム改修がなされております。また、県におきましても、昨年度市町村の職員の方を対象にしました研修会を行いまして、糖尿病性腎症の重症化回避に向けた支援対象の方の基準、そういったものをお示しをいたしまして、県、市町村、国保連で連携して取り組んでいるところでございます。以上でございます。

佐野委員

ありがとうございました。

今後の本事業の推進により、糖尿性腎症の重症化が減少することに御期待をして、質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

質疑 企業局関係

（公営企業会計について）

志村委員 それでは、審査意見書に基づき、公営企業会計について質問いたします。
資料は、主要施策成果説明書の該当ページ等をお願いいたします。
1つ目、電気事業会計についてお聞きします。
まず、建設が進められていた早川町内にある西山ダム発電所について、これはどのような施設なのか、伺います。

高野電気課長 早川町奈良田地内において、当局が所管しております西山ダムから河川維持のための放流水、未利用エネルギーを活用した最大出力49キロワットの発電所で、ことし8月から運用を開始しております。小水力発電開発推進計画、やまなし小水力ファスト10の5番目の発電所となります。

志村委員 この西山ダム発電所、この建設による事業効果についてお聞かせをお願いします。

高野電気課長 一般家庭90軒分の電気を賄うことができる年間33万キロワット・アワーの電力を供給し、年間230トンの二酸化炭素排出削減効果とともに、約1,230万円の電力料収入を見込んでおります。現在運用開始から2か月が経過しておりますが、おおむね計画どおりの発電を行っております。

志村委員 次に、令和4年度の運用開始に向けて建設が進められている、同じ早川町内の保川発電所について、どのような施設なのか、お伺いします。

高野電気課長 保川は、早川町役場から6キロメートルほど上流にあり、南アルプスに沿って流れます早川の右支川で、急峻な地形と豊富で安定した河川流量を利用して発電を行うもので、最大出力940キロワット、一般家庭1,300軒分に相当する479万キロワット・アワーの発電を行い、1億3,800万円の売電収入を見込んでおります。加えて、年間3,500トンの二酸化炭素排出削減効果が見込まれます。

志村委員 次に、大規模改修に着手をされている山梨市三富徳和の下釜口発電所について、このリプレース事業とありますけども、その内容をお伺いします。

高野電気課長 山梨市徳和地内にあります下釜口発電所は、昭和63年の運転開始から30年が経過し、大幅な機器改修が必要な時期となっております。最新の技術を活用しながら発電規模を最適化し、リプレースすることとしました。これにより、発電電力量の増加と維持管理費用の低減化を図ることが可能となります。

志村委員 この山梨県の電気事業、昭和32年にスタートした時点では、電力売り上げ、収入が約2億円だったという記録を読みました。昨年度に関しても44億円ということで、過去10年の平均でも約36億円ということで、今後も電力の安定供給を進めていただいて、そして電力システム改革にも対応しながら、発電

施設や設備の計画的な更新、整備を行っていくことが非常に重要な課題であると思っております。水力発電の開発や施設の健全性、こうしたことは図っていく上で、どのような計画で取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

高野電気課長 新規水力発電所につきましては、地元の理解を得る中で河川流量調査、関係機関協議等を進め、採算性を確認するといった一連の開発、計画手順を踏まえて、開発地点を選定し、発電所の建設をこれからも行っていきたいと思っております。

既設発電所につきましては、電気事業法に基づき、定期的な点検を行うとともに、設備の劣化状況等を踏まえて、状態により、長期改修計画に反映させて、計画的に改良や修繕を実施していきたいと思っております。

志村委員 今現在、山梨県のこの電気事業は、県内一般家庭の約4割に当たる14万軒分の消費電力量に相当する電力を供給していただいているということでありまして、非常に企業会計の中でも主力のメイン事業というように認識をしております。

そうはいいまして、この後2つの会計についてもお聞きをしていくんですけども、電気事業がこれからも順調に進んでいくのかどうかというところは、非常に気を配っていかなければならないとも感じております。今後の電気事業の方向性といいたしめようか、考え方について、電気事業のところで最後、お聞きをしたいと思っております。

高野電気課長 電気事業は、これまで県民の財産である電気事業資産の健全な管理と安定的な経営により、高い収益を生み出すとともに、県内企業に安価な電気を供給する「やまなしパワーP l u s」などを通じて、県内経済の発展などに寄与してきたところでございます。

現在の電力料収入は、長期の電力受給基本契約、総括原価に基づき算定されており、この契約は令和5年度末に満了となることから、今後も健全な経営を維持し、より一層の県民福祉の向上に貢献していくためには、電力自由化などの電力システム改革にも対応した売電契約を検討していく必要がございます。

このため、令和6年度以降の売電については、電力市場や他の公営電気事業者の動向等を見きわめ、利益最大化、地域貢献のあり方など、最善の方策を検討してまいります。

志村委員 3つ会計がありますので、次に温泉事業会計についてもお聞きをいたします。

まず、昨年度の決算で主な収益である温泉料金収入が残念ながら減少しているということですが、この要因について、まずお伺いします。

瀧本総務課長 温泉料金収入につきましては、契約口数の増減や給湯量全体の7割を占めまずホテル・旅館の動向が大きく影響をしております。令和元年度につきましては、契約口数が前年に比べて8口減少したことに加えまして、1月までは前年度を上回っていたホテル・旅館の温泉料金収入が、新型コロナウイルスの影響によりまして、2月以降、減少をしていることが要因となってございます。

志村委員 新型コロナウイルス感染症の影響もあったんだろうなと考えておりますけれども、また、これを踏まえてということになります。温泉料金収入を増加させていくために、今後どのような取り組みを行っていくのか、あるいはどんな取り組みを行ってきたのかというところを、お伺いしたいと思います。

瀧本総務課長 温泉料金収入を安定的に確保するためには、温泉の安定供給が重要であると考えております。そのため、受湯槽などの温泉供給施設の改修や保温性や耐久性の高い配湯管への敷設替えを進めまして、ホテル・旅館を初め、契約していただいている皆様に、安全安心で安定した温泉供給が行えるように努めてまいりました。

また、減少している契約口数への対応につきましては、契約口数の増加に向けて平成30年11月から新規契約者の募集を行っておりまして、募集に当たっては、給湯が可能な地域内の未契約のホテルや旅館を初め、社会福祉施設や住宅メーカーなどへ訪問等による勧誘、地域へのチラシの配布などを行いました。引き続き、新規契約者の獲得に向けて、県ホームページへの掲載のほか、やまなし暮らし支援センターを通じて、本県への移住を考えている方々への情報提供を行うなど、PRに努めてまいります。

志村委員 今、移住を考えている方という御答弁もありました。私も農業をしている仲間がおりまして、県内に移住をしてきて農業をするのに、やはり新規就農者というのは、そもそも農業をする基盤がありませんので、そういった方々が例えば栽培をするのに燃料費を節約するために、温泉のある物件で、それを借りて、そこを拠点に取り組んでみたいというような相談も受けたことがあります。

契約口数は、もう500口を割り込んで、ちょっと減ってきているという状況でもありますし、石和温泉の観光の状況に関しても、平成26年の富士山世界文化遺産登録のときには、少し改善したんですけども、リーマンショック以降、右肩下がりで来ていることが、この温泉事業のほうにも、その収入減ということで影響をしているのではないかと捉えています。

そんなことで、令和元年度の決算を踏まえて、今後の温泉事業の取り組みについて、どのように考えているのかというところをお伺いします。

瀧本総務課長 台風19号や新型コロナウイルスの感染拡大の影響などによりまして、収益の総額が前年度と比べて減少しましたが、修繕費などの費用が減少し、2年ぶりに令和元年度は純利益を上げることができました。今年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、石和温泉で大量のキャンセルも発生し、ホテル・旅館等の事業者に深刻な影響が出ました。このため、緊急の臨時特例の措置として、ホテル・旅館等に対して使用料等徴収条例に基づきまして、4月から7月分の給湯使用料の一部の減額をしまして、支援をいたしました。

温泉事業におきましても、厳しい経営状況でありまして、直近の10月の温泉料金収入は、前年の10月と比べると約7%減少している状況でございます。引き続き、温泉料金収入の確保や経費の削減に努めるとともに、温泉供給施設の改修や配湯管の敷設替えを計画的に進めまして、安全安心で安定した温泉供給を行いまして、観光の振興や地域の発展に貢献をしてまいりたいというふう

に考えております。

志村委員

決算についてお聞きしているのですが、今年度についてのことを言うのも若干それてしまうかもしれませんが、料金の減額に関しては、非常に感謝をされているのではないかと考えております。ただ、いつまでも続けられるということでもなかろうということですので、これに関しても温泉事業をしっかりと経営ですので、前に進めていただく中で、対策を講じていただけたらという思いを持っております。

1点、これも大分以前からも言われていることのように思いますが、事業移管というふうなことも、経営戦略の中でも出てきます。簡単に移管ができるようなものでもきつくないだろうと思います。今後またこのあり方についても検討をしていくのではないかなと受けとめているのですが、こういう決算の状況だと、なかなか具体化していかないのかなとも感じています。この点について、事業移管のあり方の検討の部分、ちょっと御所見を伺いたいと思います。

瀧本総務課長

事業移管のあり方の検討についてということでございます。

石和温泉事業は、委員御存じのとおり、受益者が笛吹市内の特定地域に限られておりまして、また、同地域内には笛吹市営の温泉事業も存在することから、地元市への移管の検討がなされてきましたが、市営温泉事業との料金格差や地元からは引き続き、県営のまま継続することを希望する声もあるなど、事業移管に向けて解決しなければならない課題が残されておりまして、現状では市と情報交換を行っているところでございます。

今後も温泉事業が本県全体の観光振興にも寄与している点も考慮いたしまして、関係者等の意見を十分に聞きながら、引き続き協議検討を進めてまいります。

志村委員

慎重に検討をお願いしたいと思います。

3つ目の地域振興事業会計についてお伺いをいたします。

まず、丘の公園の各施設、この利用状況についてお願いいたします。

瀧本総務課長

丘の公園の各施設の利用状況につきましては、山梨県公営企業会計決算書の91ページに記載をしております。状況につきましては、台風19号に伴う中央自動車道や国道20号の通行止めの影響による予約のキャンセル、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための営業休止などが主な要因となりまして、丘の公園全体の利用者は昨年度に比べて2万6,580人減少しまして19万8,728人となりました。施設ごとではゴルフ場の利用者数は8,750人減の3万3,086人、温泉と屋内プールがありますアクアリゾート清里については1万1,301人減の9万5,733人、オートキャンプ場は2,722人増の1万1,435人、レストラン事業部のまきばレストランは3,706人減の4万5,235人となっております。

志村委員

一昨年度までは、おおむね約22万人ぐらいですかね、年間利用があったという数字が出てましたけど、昨年度はちょっと残念な、やむを得ない状況であ

ったかと思えます。そうはいいまして、施設利用者がふえないことには、やはり経営としてはなかなか難しさも出てくるということだと思えますので、その利用者増に向けた取り組みというところをちょっとお聞きをしたいと思えます。

瀧本総務課長

丘の公園の管理運営を行っております指定管理者は、利用者の増加に向けまして施設ごとにさまざまな取り組みを行っております。

まず、ゴルフ場では若者の増加を目指して、友の会会員の募集において20歳代の若者の会費を割り引くことといたしております。また、アクアリゾート清里につきましては、家族連れの利用拡大を図るため、屋内プールに子供向けの遊具であります水上アスレチックを導入しております。オートキャンプ場につきましては、利用者のニーズを捉えて、常設テント内にベッドや冷蔵庫などを設置したグランピングを新たに導入しまして、他の施設が営業休止などにより、利用者数が減少する中、平成30年度に比べて利用者数が増加しております。まきばレストランは、引き続きインバウンドツアーを中心とした団体客の増加を図るため、現地旅行会社への訪問など、新規提携先の獲得に努めております。

さらに、企業局としまして、施設の老朽化に対応するための修繕に加えまして、利用者からの要望などを踏まえて、まきばレストランの屋外トイレの改修や、ゴルフ場の芝生の修繕など、利用者が安全かつ快適に施設を利用できる環境の整備などに取り組んでおります。

志村委員

グランピングというキーワードも出てきましたけれども、非常に近年グランピングのニーズも高くなっているというところで、時宜を得た対応をしていただいているのではないかと思いますし、八ヶ岳南麓は山梨県の中でも有数のやはり観光、リゾート、レジャーといった面での地域だと思っておりますので、ぜひとも利用者増に向けて、引き続きの取り組みをお願いをしたいと思います。

それでは、昨年度の決算を踏まえて、地域振興事業もいろいろとブラッシュアップ、磨き上げをしていかないといけないかと思うんですけれども、今後の地域振興事業の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

瀧本総務課長

令和元年度は、台風19号に伴いまして、中央自動車道等が通行どめとなったことや、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2月28日から施設を休館したことなどが影響して、利用者数が19万8,728人となりました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少しております。直近9月の利用者数は前年の9月と比べますと2,277人減少の1万7,881人となっております。

丘の公園の管理運営を行っております指定管理者は、オートキャンプ場やまきばレストランでのグリーン・ゾーン認証の取得に加えまして、ゴルフ場レストランでもグリーン・ゾーン認証の取得を行って、GoToトラベルやGoToイート、やまなしグリーン・ゾーン宿泊割引、北杜市が実施しております「心つながる応援券」への参加、さらには牧場レストランでのテイクアウト商品の販売など、超感染症社会に対応しながら、利用者数の増加に努めているところでございます。

また、企業局としましても、利用者が安全安心に施設を利用していただけるよう、自動水栓への交換や利用者の増加を目指して、無料開放施設への花壇の整備などを行っておりまして、引き続き指定管理者と連携して、観光や雇用など地域の振興に貢献をしてまいります。

志村委員

3つの会計について質問をしてきましたが、企業会計の屋台骨である電気事業は、令和7年度の目標供給電力量を約4億8,000万キロワット・アワーと見込み、ことし3月に改定した経営戦略では、令和7年度までの間に約87億円の建設改良事業費、それから約143億円の修繕費等も想定をしています。

また、温泉事業も、送配湯管路の更新費として同様に約3億7,000万円を見込んでいますが、建設改良積み立ては一昨年、昨年は厳しい状況、そして地域振興事業会計についても、指定管理者制度導入後は現金収支の改善、収益的収支の黒字化にも転じましたが、電気事業会計からの借り入れ残高は約25億円、さらに令和7年度までに資本的支出約9,000万円、収益的支出約2億円を見込んでいるという状況というように承知をしております。

一般会計からの資金ニーズといいたいまいしょうか、少人数学級の拡大も含めて、子育て支援や教育、環境、エネルギーなどへの企業会計からの繰り出しも今後とも順調に可能であるともいえないと思っております。

私たち議会も、企業会計の投資・財政計画の推移を注視しながら取り組んでいかなければならない。決して企業会計が打ち出の小づちではないという認識を新たにして、以上で質問を終わります。

質疑 警察本部関係

（運転免許証更新時等講習費の不用額について）

水岸委員 警の7ページの運転免許証更新時等講習費の不用額について質問させていただきます。

運転免許証更新時等講習費の不用額が約3,200万円余出ておりますけども、その理由についてまず伺います。

進藤会計課長 運転免許証更新時等講習費は、運転免許の更新等に必要な各種講習に関する委託経費となり、3,211万6,000円余が不用額となったものです。

そのうち主な不用額は、70歳以上の方が対象となる高齢者更新時講習に対する委託経費2,413万円であります。高齢者更新時講習は、過去の実績等から受講者数を計上しますが、実際の受講者数が計上した数よりも少なかったことが原因となります。受講者数が減少した理由につきましては、主に高齢者更新時講習を受講する前に運転免許証を自主返納した方がいたことなどが考えられます。

水岸委員 高齢者の運転免許証の自主返納の話がありましたけども、昨今高齢者の交通事故は世間の注目を集めております。また、幼い子供と母親がはねられてしまった死亡事故があったり、痛ましい事故も起きております。

そこで、令和元年中の高齢者が関係する交通事故の発生件数、運転免許証の保有状況、自主返納状況について伺います。

井上交通部参事官 お答えします。

まず、令和元年中における高齢者が関係する交通事故についてですが、発生件数が1,045件、亡くなった方が12人、負傷者数が612人であり、いずれも前年と比べ減少しておりますものの、全体に占める高齢者の比率は高い水準で推移しております。

次に、令和元年12月末における県内の運転免許保有者数ですが、58万8,796人で、そのうち65歳以上の高齢者は27.2%を占めております。

続いて、令和元年中の運転免許証の自主返納者数ですが、3,181人であり、そのうち65歳以上の高齢者は3,107人と97.7%を占めております。

以上であります。

水岸委員 運転免許証の自主返納制度の周知促進について、どのような取り組みをしているのか、今後またどうするか、方針について伺います。

井上交通部参事官 県警察では、運転免許証の自主返納制度の周知促進のため、交通事故防止キャンペーンや高齢者宅への戸別訪問により、高齢者が交通事故を起こさない、遭わないための交通指導とあわせ、自主返納について説明するとともに、交通安全教室や運転免許更新時における御案内、県警ホームページへの掲載など、さまざまな機会や方法で周知を図っております。

また、運転免許証を自主返納した方に対しては、運転免許証にかわる公的な本人確認の書類として、運転経歴証明書を発行しています。運転免許課には看

護師資格を持つ職員を配置し、病気や身体機能の低下により、運転に不安を抱く高齢者やその御家族からの相談に応じて助言などをしており、その際に、必要に応じて自主返納制度についても御案内、御説明しているところです。

運転免許証の自主返納の促進につきましては、御家族はもとより市町村、関係機関・団体の皆様と連携を図りながら、今後も引き続き高齢者を交通事故から守る対策として、継続して推進してまいります。以上です。

水岸委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

（山岳遭難防止対策について）

古屋委員 成果説明書15ページ及び警の5、山岳遭難防止対策について3点お伺いしたいと思います。

令和元年度における全国の山岳遭難発生件数によりますと、山梨県は、長野、北海道に次いで3番目に多く、遭難者の約9割が県外者だとお聞きしております。そこで、特に県外者に対する安全登山の呼びかけ、このようなことについてどのように対応してきたのか、まず1点目としてお伺いします。

清水地域課長 お答えします。

山岳遭難に占める県外者の割合につきましては、本年9月末現在で約8割となるなど、昨年に続き高い傾向にあり、県外者に対する遭難防止の呼びかけが重要であると認識しております。

このため、県警察といたしましては、県外からの登山者への直接の働きかけが見込めるJR中央線沿線の駅頭や登山口等に警察官を派遣し、装備品の確認や登山届の提出等の呼びかけを行っております。また、県外者が山梨の登山情報を入手する際の手段として、インターネットの利用が一般的となっている現状を踏まえ、県警ホームページやユーチューブ、ツイッターなどにおいて山岳遭難の発生状況や季節ごとの山城の情報等、遭難防止に役立つ情報をタイムリーに発信しているほか、今年度から著名な登山用コミュニティサイトの協力を得て、県内の山岳遭難発生箇所を同サイト上の地図に表示して注意喚起を行うなど、県外からの登山者に対する安全登山の呼びかけを強力に推進しております。

古屋委員 第2点は、山岳救助隊はまさに命がけの活動によって、人命救助に従事されていると思っております。そこで、救助隊の技術向上や人材育成、その辺についてはどのように取り組まれてきたのか、お伺いいたします。

清水地域課長 県警察では、平成30年3月に本部地域課内に、山岳警備安全対策隊を設置し、山岳遭難防止対策や救助等における体制強化を図っております。救助隊の技術向上につきましては、山岳警備安全対策隊が主体となり、各警察署等に所属する本部直轄救助隊員約30名に対する定期的な訓練を行っており、県警ヘリコプター「はやて」の機内に要救助者を収容するホイス訓練や、ロッククライミングで知られる三ツ峠屏風岩での救助訓練、八ヶ岳における冬山救助訓練等、遭難現場を想定した実践的な訓練を行い、救助技術の向上を図っております。

また、一定の救助技術を持つ隊員の育成には数年を要することから、隊員の経験、体力、技量などから、適性のあるものについては継続して救助隊員に指定するなど、中長期的な観点での隊員の育成に取り組んでおります。

古屋委員 最後に、避難事案が発生した場合、早期救助が極めて重要であるというふう
に認識しておるわけでありませうけど、警察による、訓練も含めた救助活動に加
えて、この消防や山岳会などの関係者との連携というのは、極めて重要だと思
っておりますが、そういった訓練を含めた連携については、どのように取り組
まれてきているのか、伺います。

清水地域課長 県警察では、多発する山岳遭難に迅速、的確に対応するため、平素から各警
察署において地元消防本部と合同訓練を実施するとともに、専門的知識や経験
を有する山梨県警察山岳遭難救助アドバイザーや地元山岳会関係者から訓練等
における助言を受けるなど、救助技術の向上に取り組んでおります。

また、遭難事案発生時には、事案を認知した初期の段階から、各消防本部や
県消防防災航空隊等と情報共有を図るとともに、相互に連携して救助活動を行
っております。今後とも消防、山岳会等の関係機関・団体と連携を図り、山岳
遭難防止活動や救助活動に取り組んでまいりたいと考えております。

古屋委員 以上で質問を終わります。

（警察官駐在所の機能強化について）

藤本委員 警察官駐在所の機能強化について伺います。

初めに、士気高揚推進費について、どのような事業なのか。また、この事業
は1,285万8,000円の執行残がありますが、この執行残が生じた理由に
ついて伺います。

進藤会計課長 士気高揚推進費は、主に駐在所に同居する家族が、勤務員不在の場合などに、
勤務員にかわって行う事件・事故の届出受理や、地理案内などの業務協力に対
する報償費の支給等に要する経費であります。このほか、各種部内表彰や部外
表彰に要する経費も含まれております。

士気高揚推進費のうち、主な不用額は駐在所報償費の約1,240万円であり
ます。駐在所報償費の支給が減少した理由については、家族同伴で勤務する駐
在所の勤務員数が当初の見込みよりも減少したことによるものであります。

藤本委員 駐在所は地域の住民と警察をつなぐ最も身近な存在でありまして、家族同伴
で居住することにより、地域に密着した活動がさらに展開できると考えます。
そこで、駐在所へ配偶者に同伴してもらえるよう、その向上に向けてどのよう
な取り組みを行っているのか、伺います。

清水地域課長 駐在所は、勤務員が駐在所施設に居住することとしておりますが、勤務員が
配偶者等の家族とともに居住することにより、地域社会に一層溶け込み、地域
の実情を踏まえた活動が実践できるものと考えております。県警察では、駐在
所における配偶者同伴率の向上を図るため、人事異動の際に、配偶者同伴での

駐在所勤務を希望する職員については、希望する特定の駐在所に異動ができるよう配慮しております。

また、長年駐在所勤務員とともに駐在所に同居して、積極的に駐在所の活動に協力し、地域住民から信頼されている駐在所夫人に対しては、警察本部長等から感謝状の贈呈を行っているほか、警察署長等が駐在所を訪問して、駐在所夫人に激励を行うなど、駐在所に同居する家族の士気高揚につながる取り組みを進めております。以上です。

藤本委員

駐在所に家族同伴で来ていただくことで、地域が丸ごと安心感に包まれます。既に私の地元、南アルプス市落合地区内では、落合駐在所に三枝警察官が御家族で赴任してくださったことで、そのことが証明されています。今後も警察官駐在所に家族同伴で来ていただけるよう、さらなる配慮を期待します。

次に、駐在所における安全対策の取り組みについて伺います。

最近の交番襲撃などの事件から、駐在所に勤務する警察官及び駐在所の夫人とともに、非常に危険な情勢にあると強く感じています。地域住民の誰もが非常に重要だと考えているので、あえてお聞きします。駐在所にいる警察官の夫人を含めた安全対策について、どのように取り組んでいくのか、伺います。

清水地域課長

県警察では、近年の交番等に対する襲撃事件の発生を踏まえ、交番、駐在所における各種装備資機材の整備とともに、各施設のセキュリティーの強化に取り組んでおります。また、初めて駐在所勤務となる勤務員やその配偶者に対しては、警察本部の担当者から、来訪者の対応や緊急時の通報要領、受傷事故の防止等に関して、きめ細かな教養等を行っているほか、駐在所勤務員に対しては、襲撃事件を想定した実践的訓練を繰り返し実施するなど、安全対策の取り組みを強化しております。

さらに、駐在所勤務員が他の業務等により駐在所に不在となる場合には、警察署のパトカー等による駐在所の立ち寄り警戒を強化するなど、駐在所に居住する家族の安全にも配慮した活動を行っております。

以上でございます。

藤本委員

今後もぜひ駐在所の安全対策、山梨から前例をつくるというくらいの覚悟で、さらなる強化を願います。

次に、魅力ある駐在所づくりについてお聞きします。

近ごろ独身者、若手が駐在所に勤務することも多いと聞きます。若手警察官であっても、地域に根差した活動ができるように、ぜひとも指導や教養をお願いします。加えて魅力ある駐在所づくりをどのように行っているのか、伺います。

清水地域課長

委員御指摘のとおり、県警察におきましては、大量採用により、若手警察官が増加している状況にあり、駐在所に勤務する若手、独身の警察官につきましても増加している状況にあります。駐在所につきましても、地域住民の安全安心のよりどころとなっているところであり、地域住民からの要望把握に努めるなど、地域の実態に即した活動を行っているところでありますが、若手警察官に対して駐在所勤務の魅力ややりがいを伝えるなど、駐在所活動の重要性等に

ついて引き続き指導、教養を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤本委員

本部もある、警察署もある、交番もある、でもやっぱり県民の暮らしにとって一番身近に、近いところにあるのは駐在所だと思います。この駐在所の役割は高まることはあっても、低くなることはないと思います。ぜひ今後も警察組織を上げて、魅力ある駐在所づくりを前に進めていくことを念じます。

以上で質問を終わります。

質疑 県土整備部関係

（災害時の避難や救護等に備えた道路の整備について）

遠藤委員 それでは、災害時の避難や救護等に備えた道路の整備について質問をさせていただきます。

平常時、災害時を問わない人・物の移動を確保するための機能強化ということでありまして、このうち国道300号、県道笛吹市川三郷線の整備状況について伺いをいたします。

秋山道路整備課長 遠藤委員のただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、私のほうから300号につきましてお答えをさせていただきます。

国道300号につきましては、峡南地域と富士北麓地域を結ぶ幹線道路でございます。また防災上の観点におきましても、富士山噴火などに備えました広域的な避難でありますとか、災害時の救援物資輸送などのために、重要な役割を担う道路でございます。

現在、特に大型車の通行に支障となっております古閑地区の約1.8キロメートル区間におきまして、バイパスによる事業、道路整備を進めているところでございます。

昨年度の決算につきましては、約10億1,767万円余が決算額でございます。これによる昨年度末の事業の進捗率といたしましては、約62%の進捗を図っているところでございます。以上でございます。

風間道路管理課長 続きまして、防災工事のことを説明させていただきます。

国道300号と笛吹市川三郷線は、緊急輸送道路に指定されており、災害時の避難や救護等に備えた道路の整備としまして、ただいま道路整備課長から説明いたしましたバイパス事業のほかに、道路沿いののり面、斜面からの落石対策やのり面の崩壊を防ぐなどの防災対策を進めています。令和元年度には、国道300号で、身延町と富士河口湖町において9,463万円余で落石対策が必要とされた箇所での防災工事1工区と、道の駅しもべのトイレ改修工事1工区、用地補償を実施しております。

笛吹市川三郷線では、市川三郷町と笛吹市において1億1,489万円余で、のり面の崩壊対策等の防災工事3工区と、用地補償、用地測量、設計を実施しております。以上です。

遠藤委員 両路線とも、県としては災害時の避難や救護等に備えた道路ということを知っているという理解でよろしいでしょうか。

秋山道路整備課長 委員おっしゃるとおり、防災上もしっかり整備を進めていくべき路線と考えております。以上でございます。

（ICT試行工事の実施について）

水岸委員 所管は違いますが、渡辺淳也委員からもICTに関しての質問がありましたけれども、私はICT活用試行工事の実績について質問をさせていただきます。

主要施策成果説明書52ページの建設業の担い手の確保育成について、幾つか伺います。

我が国は人口減少に加え、極めて速いスピードで高齢化が進み、生産年齢人口は毎年減少していくものと見込まれており、今後明らかに労働力が不足していくことを考えれば、建設業においても建設現場にICTを導入する必要があります。

そこで、令和元年度、ICTを活用した試行工事を11件実施したとありますが、その概要と主な内容について、まず伺います。

矢野技術管理課長 質問にお答えします。

令和元年度の試行工事につきましては、新山梨環状道路東部区間などの道路工事や、鎌田川などの河川工事において、ドローンを用いた3次元測量や、3次元データを取り込んだICT建設機械による盛り土の施工や出来形の管理などにICTを活用したところでございます。

以上でございます。

水岸委員

次に、ICT活用推進のこれまでの取り組みについて伺います。

国交省が公表しているアイ・コンストラクション推進に向けたロードマップによると、2017年から2025年までに建設現場の生産性2割向上を目指すとしていますが、建設業はインフラ整備だけではなく、地域の守り手としての役割が期待されており、担い手の確保、育成のためには、人材育成はもとより、最新のICTの導入により、業務を効率化し、生産性の向上を図ることが必要であると考えます。

そこで、県ではこれまでどのような取り組みをしてきたのか、伺います。

矢野技術管理課長 これまでの取り組みについてお答えをいたします。

平成28年度から大規模な盛り土工事などを対象に、ICTを活用した試行工事を実施するとともに、試行対象以外の工事についても受注者がICTの活用を希望する場合については、試行工事と同様な扱いができるような制度の見直しを行ってまいりました。

また、より一層の普及拡大を図るため、本年度から活用に積極的な建設業者には、インセンティブを与えるよう入札制度の見直しを行ってきたところでございます。以上でございます。

水岸委員

最後に、ICT活用推進の今後の取り組みについて伺います。

令和元年度の試行工事の実績を踏まえ、建設現場におけるICTの活用を図るため、今後どのように取り組みを進めていくのか、伺います。

矢野技術管理課長 今後の取り組みについてお答えいたします。

本年度から建設業界と行政との連携による山梨県アイ・コンストラクション推進連携会議において、ICTの円滑な普及についてさまざまな観点から議論しているところでありまして、この中で課題の共有や情報交換などを行って、課題解決に向けた取り組みを検討実施し、普及拡大を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

水岸委員 以上で質問を終わります。

(河川砂防負担金及び雑入の収入未済額について)

市川委員 それでは、河川防災負担金及び雑入の収入未済額について伺います。

説明資料、県土1、県土3にあります仲間川の河川埋塞に関する河川工事等原因者負担金3,537万4,000円及び土砂崩落による河川埋塞、復旧に関する不当利得返還請求として、収入未済額1億2,263万1,000円があります。これについて伺います。

まず、この2件は、いつごろから未収金として取り扱っているのか、伺います。

宮川治水課長 御質問にお答えいたします。

これにつきましては、平成23年8月に費用請求を行っておりまして、納入期限まで納入がなかったことから、同年9月に督促を行っており、そこから未収金となっております。以上でございます。

市川委員 平成27年から平成29年までの間に8万3,000円余りの収入があったと聞いていますが、これはどのような方法で収入できたのか、伺います。

宮川治水課長 これにつきましては、財産調査によりまして、判明した預貯金と出資金を差し押さえまして、その払い戻しによりまして、8万3,628円を収入しております。以上でございます。

市川委員 この収入未済額について、令和元年度にはどのような対応を行ったのか、伺います。

宮川治水課長 平成元年度の対応でございますが、平成26年に原因者が死亡していることから、債権の回収が困難な状況であります。唯一残っている財産として、原因者名義の土地が4筆確認しております。相続人も相続を放棄していることから、相続財産管理人の選定が選任されなければ土地の処分ができないため、関係課と連携の上、管理人の選定の有無につきまして、官報の確認などを行っております。

加えまして、仮に相続財産管理人が選任された場合に、原因者の名義の土地が売却できるかどうかということを確認するために、リニア実験線のトンネルの坑口に隣接する当該地につきまして、JR東海に対しまして、購入の意思があるかどうかを照会しましたが、購入の意思がないことを確認しております。

以上でございます。

市川委員 この収入未済額については、これが一番の問題だと思いますけれども、今後どのような対応をしていくのか、伺います。

宮川治水課長 残された財産であります土地を売却して、債権を回収するには県が相続財産管理人の選定を家庭裁判所に申し立てる必要があります。そのための費用が発

生することにもなりますが、その費用が土地を売却した収入よりも高くなる可能性もございます。このような状況でありますので、今後は債権の不納欠損処理に向けまして、関係課と連携しながら対応してまいりたいと考えております。
以上でございます。

（県営住宅使用料の収入未済額について）

市川委員

それでは、次の質問に入ります。

県営住宅使用料の収入未済額について伺います。

説明資料、県土1に、県営住宅使用料の収入済額16億904万円と報告されておりますが、その内容として何世帯分の収入か、伺います。

久保住宅対策室長 お答えいたします。

6,456世帯分の収入になってございます。以上でございます。

市川委員

わかりました。それに対して収入未済額が3億6,766万3,000円と報告されております。これは部局審査では909世帯の滞納者がいると説明があったと思います。そこで、県営住宅使用料の収入未済額の近年の推移について伺います。

久保住宅対策室長 お答えいたします。

近年の状況ということでございますが、過去10年間でさかのぼりますと、平成24年度、このときは4億500万円余の未収金が最も多くて、それ以降は3億円台後半で推移をしている状況でございます。ここ3年間の収入未済額でございますけれども、平成29年度が3億6,300万円余、平成30年度が3億7,300万円余、令和元年度、昨年になりますが、3億6,700万円余という状況になってございます。以上でございます。

市川委員

昨年よりは減っているのですが、皆さんも努力しているのかなと思いますが、近年、外国人も入居が可能であり、実際に入居されていると聞いておりますが、令和2年3月末現在で何世帯入居しているのか、伺います。

久保住宅対策室長 外国人の方の入居の世帯ということでございますが、466世帯が入居してございます。以上でございます。

市川委員

そうすると、そういった外国人入居者でも滞納している人がいると思いますが、滞納している世帯はどのくらいあるのか、伺います。

久保住宅対策室長 そのうちの滞納している世帯でございますけれども、53世帯の方が滞納してございます。以上でございます。

市川委員

最後に、収入未済額の縮減に向けてどのように取り組んでいるのか、伺います。

久保住宅対策室長 お答えいたします。

具体的な取り組みといたしましては、滞納が発生した1カ月目には督促状を、2カ月目以降につきましては毎月催告書を発付するとともに、電話や訪問による納入指導を実施してございます。あわせて、連帯保証人の方に対しましても、協力依頼文や催告書を送付し、支払いの協力をお願いしてございます。

こうした納入指導の結果、一時的に支払いが困難な方につきましては、納入誓約書や分割納入による計画的な回収、また低収入等の生活困窮者、こういった方に対しましては、家賃の減免手続ですとか、福祉事務所等の各種支援の相談窓口の案内を状況に応じた指導を行っているところでございます。

一方で、支払える状況にありながら、滞納を続けるなどの悪質な滞納者につきましては、家賃の支払いと住宅の明け渡しを求める訴訟を提起してございます。

また、県外転出者や居所不明者など、特に回収に苦慮している債権につきましては、弁護士法人へ回収業務を委託いたしまして、未収金の回収に取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、こういった取り組みを粘り強く行っていくとともに、収入未済額のさらなる縮減に向けまして、長期にわたる未収金の削減方法等につきまして、関係部局と検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

市川委員

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

（国史跡甲府城跡について）

向山委員

よろしくお願ひいたします。

それでは、主要施策成果説明書38ページ、国史跡甲府城跡についてお伺いします。

10月30日の第1グループ、観光文化部のほうでもお伺いをしましたが、第4グループ、県土整備部の部分についてお伺いをしたいと思います。

このページによりますと、郷土への誇りや愛着を深め、史跡甲府城跡を次代へ着実に継承しつつ、さらなる活用を推進するとともに、中心市街地のにぎわいの創出や活性化を図るため、甲府城周辺整備を進めた。これより「甲府中心市街地の活性化に寄与した」と記述があります。加えて、「芝生公園（南広場）の暫定的整備」とも記載されていますが、具体的にどのような整備を行い、活性化に寄与するような効果があったのか、お伺いをしたいと思います。

若尾都市計画課長 お答えいたします。

これまで県では中心市街地への人の流れを促すため、駅前広場オープン県庁など、甲府城周辺の整備を行ってまいりました。南広場については、県庁敷地と一体となった開放的な広場として多目的な利用ができるよう芝生などにより整備しまして、昨年5月に供用をしております。これによりまして、近隣の住民や来訪者などの憩いの場としての利用ですとか、まちづくり団体によるにぎわいを創出するイベントが行われております。以上であります。

向山委員

ここにおけます中心市街地の活性化ということの意味合いにつきましては、るるいろんな議論があるとは考えますけども、県土整備部で考える活性化とい

うところの答弁を今いただいたところであります。公園管理者として、中心市街地活性化のために元県民会館跡地の芝生公園（南広場）を有効活用するべきだと考えます。そのため、昨年度の活動内容を踏まえて、昨年度は社会実験として甲府リノベーションまちづくり推進委員会のほうで、さまざまな取り組みが行われたと承知をしておりますけども、例えば甲府駅北口の指定管理者制度を導入して活用する。またはさまざまなイベントや事業を積極的に誘致をして、山梨県としてにぎわいを創出するなど、芝生公園の環境整備を積極的に進めるべきと考えますが、見解を伺います。

若尾都市計画課長 お答えします。

この広場は、お城とまちをつなげる開放的な空間となることから、イベントの開催など、多くの人に利用していただけるよう、効果的な活用方法についても検討していきたいと考えております。以上でございます。

質疑 防災局・産業労働部・出納局関係

（公益財団法人やまなし産業支援機構について）

桜本委員

産6ページに記載されている中小企業支援基盤整備事業費、公益財団法人やまなし産業支援機構について質問させていただきます。

まず、公益財団法人やまなし産業支援機構が実施する事業であるこの中小企業支援基盤整備事業については、改めて当機構はどういう目的で設置された財団なのか、また機構としての役割は何なのか、その運営体制はどうなっているのかについて伺いをいたします。

一瀬産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） やまなし産業支援機構につきましては、県内中小企業の経営基盤の強化や創業支援などの総合的な支援を目的に、平成12年8月に中小企業振興公社、21世紀産業開発機構、産業展示交流館の3団体を統合して設立されました。支援機構では、国の支援施策も積極的に取り入れまして、ワンストップの総合相談体制を充実させるとともに、販路開拓の支援ですとか、設備対応事業の推進など、県内中小企業のさまざまな支援を行っております。

運営体制につきましては、常勤役員1名及びプロパー職員18名のほか、県や甲府市、金融機関からの派遣職員、そして国や県の補助金の委託事業を実施する中で、専門的知識を有しますアドバイザーやコーディネーターを配置しまして、計83名で各事業を効果的に推進できるよう、機能、役割を割り振りながら、4部6課体制で運営されております。

桜本委員

83人という非常に大規模な人員の中で、専門職もかなりおいでになるという、そういった概要はわかりましたが、この中小企業支援基盤整備事業費により、具体的にどのような事業を行っているのか。また事業の成果として、単なる実施回数や参加人数ではなく、事業を実施することによって、実際にどのような成果につながっているのか、あわせて伺いたいと思います。

小林産業振興課長 お答えいたします。

この事業では、支援機構で実施します総合相談体制整備、あと創業計画支援、販路開拓支援等の事業に対して補助を行っております。主な事業といたしましては、中小企業の経営課題に応じて助言指導するための専門家派遣事業というのを行っておりまして、昨年度43社に対し、延べ297回派遣をしております。これによりまして、成果でございますけれども、ISOの認証取得でありますとか、販売促進のためのホームページ作成、あるいは製品パッケージの開発等を支援しておりまして、中小企業の課題解決を図り経営改善につながっています。

また、中小企業の販路開拓につきましては、取引拡大・商談会・工場見学会事業という事業によりまして、さまざまな商談会を開催しておりまして、延べで発注企業105社、受注企業93社が参加しまして、計321件の商談を行っております。商談会の成果としては、ことしの3月現在でございますけれども、成約件数が10件で成約金額が1,620万円となっております。それ以外の案件につきましても、商談会を行いましても、商談が継続する、ある程度時

間を要するものがございまして、それらにつきましても、引き続き継続してフォローを行い、成果の把握に努めてまいります。

以上でございます。

桜本委員

やまなし産業支援機構において、各種の事業が実施されているようですが、事業の成果がすぐにはあらわれない支援というようなことで、そういった部分もありますが、しかしその入り口の支援にとどまらず、最終的にその後もサポートしながら事業効果という、要するに金額でどのくらいの成果が上がったかということ、やっぱりそこであらわしていかないと、なかなかその産業支援機構の83人、役員も入れて、そして事業費の費用対効果を十分にあらわしていかないと、この存在感というか、よさというんですかね、実効性というものが県民に理解されるというのは、なかなか難しいと思うんです。

また、産業支援機構といっても、最近産業といっても、農業分野とかあるいは食品ですとか、いろいろな形の中で産業の裾野というのは広がってきていると思うんです。そして、例えば理事、評議員の中を見ても、そういった分野の方々が入っていないとか、やはりこの支援機構としても、抜本的な機構改革というものも、そろそろというか、すぐ始めるべきだと私は思いますが、そういったことも含めてどのような所見をお持ちなのか、お答えください。

一瀬産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） お答えさせていただきます。

やまなし産業支援機構では、さまざまな支援メニューを用意いたしまして、支援を行っているところでございますが、委員に御指摘いただいたとおり、単にメニューに沿った支援を実施するだけではなくて、各企業の課題に応じて出口を見据えた伴走型のサポートをしていくことが重要であると考えております。

こうしたことから、支援機構では、例えば展示会に出展した企業、先ほど申し上げましたとおり、出展しただけでなく、出展後のマッチングについてもフォローいたしまして、進捗状況や成約件数、成約金額などについて追跡で調査しまして、費用対効果を念頭に置き事業を推進しております。

令和元年度を受発注のマッチングの事業成果は、先ほど申し上げました展示会や下請けアドバイザー事業、創業相談窓口から相談が成約につながったものなど、あっせん件数が全体で476件のうち、成約件数が51件、成約金額が5,969万円となっております。

今後も産業支援機構に対しまして、国の競争的資金やさまざまな制度の導入、他団体との連携を積極的に進めることなどによりまして、経営の効率化を図り、費用対効果を高める取り組みを進めるように促してまいります。

桜本委員

83人の機構の職員数あるいは事業数、中でも4部6課で運営をされているということで、業務の見直し等も含めて、抜本的な組織改革をすぐに進めていただければと思います。

（ジェットロ山梨貿易情報センター事業費について）

次に、ジェットロ山梨貿易情報センター事業費についてお伺いをいたします。

産の5ページに記載されているジェットロ山梨貿易情報センター事業費1,0

00万円についてお伺いをいたします。

先日の決算特別委員会の部局審査において、本事業はジェットロ山梨への県の出金であるとの答弁がありました。本事業は、ジェットロ山梨の活動内容や成果を検証していくことが必要と考えます。このことを踏まえて質問させていただきます。

まず、ジェットロ山梨の概要について、本県でジェットロ山梨が設立されるに至った経緯と県以外の出金の支出状況についてお伺いをいたします。

有泉成長産業推進課長 まず、設立経緯についてですが、平成24年6月に県内経済団体より、知事宛てにジェットロ出先事務所の県内誘致を求める要望書が提出されました。これを受けまして、県及び関係団体で構成されるジェットロ山梨設置推進協議会を組織しまして、ジェットロ本部に対し、要望を行うなど、山梨事務所の誘致に取り組んだところであります。

こうした活動の結果、翌平成25年4月、全国37番目の事務所といたしまして、アイメッセ山梨にジェットロ山梨が開設されることになりました。

次に、出金の状況ですが、県以外の令和元年度出金といたしましては、関係団体ですとか、甲府市、笛吹市の2市合計で325万円を支出しております。

桜本委員

県内企業が海外進出するためには、情報収集は最も重要であります。ジェットロ山梨には、その役割を果たすことが期待されております。

しかしながら、具体的な活動内容や事業成果は、多くの人の知るところではないのではないかと。そこで、ジェットロ山梨の主な活動内容及び成果についてお伺いをいたします。

有泉成長産業推進課長 まず、活動内容でございます。令和元年度のジェットロ山梨の活動内容といたしましては、県内企業等からの相談対応が349件、セミナーなどの開催が25回、海外展示会、商談会への参加支援が8展示会、海外バイヤー招聘、国内商談会7商談会となっております。これらに加えまして、県と協力した事業としましては、水素燃料電池に関する県内企業と同一企業との経済交流等を行う地域間交流事業を実施しております。こうした事業により、県内企業の海外進出を支援しているところであります。

次に、成果であります。ジェットロにおいては、事業成果把握のため、各事業終了後に参加企業・団体に商談の成立状況などを調べておりまして、これによりまして令和元年度においては、海外展示会・商談会に県内21社が出展しまして、68件4,155万円の成約。それから、海外バイヤー招聘国内商談会については、県内61社が出展しまして、40件1,101万円の成約といった成果を上げております。これらにつきましては、企業回答であり、成約見込みのものも含んでおります。

ジェットロが先ほど相談対応もしていると申し上げましたが、ここから継続支援して成果が上がった具体的事例といたしましては、富士吉田市で飲食業を営む株式会社クリエイティブリゾートに対し、支援を行った結果、令和2年3月にベトナムのホテル内のレストラン開設につながったというもの。それから、甲州市のワイナリーである蒼龍葡萄酒株式会社に対しましては、フィンランド

へのワイン輸出について支援を行いまして、これも令和2年3月に1,344本の輸出につながったという事例がございます。

桜本委員 本事業の内容は1,000万の分担金の支出であるため、分担金に関して伺います。

まず、ジェトロ山梨における各団体からの分担金はどのような支出に充てられているのか。また、ここが大事なんですが、分担金を支出している各団体の意向は、ジェトロ山梨の活動内容にどのように反映しているのか、お伺いをいたします。

有泉成長産業推進課長 まず、分担金充当先であります。分担金はジェトロ山梨においては、職員人件費ですとか、事務所の管理費に主に充当されております。それから、意向反映の方法であります。相談対応など、すぐに対応できるものは随時対応をしております。

ある程度の準備が必要なセミナー開催などにつきましては、年間を通してその要望を受け付けるほか、毎年秋ごろ開催されます分担金支出団体で構成されますジェトロ山梨振興協議会において、意見聴取をしております。これらの要望を次年度事業に反映させているところであります。

桜本委員 県は分担金を支出する団体として、ジェトロ山梨の事業成果をしっかりと把握した上で、先ほどとも同じことなんですが、活動の内容、あるいは事業の効果というものを、やはり数字できちっとあらわせることが、知る権利でもあります。また、その分担金の効果が生きているのか、あるいは協議会という話が先ほど出ましたけども、協議会の例えば議事録というようなものを、やはり事細かく分析をしながら、協議会というものが実際機能しているかどうかということもあわせて検証しながら、分担金のあり方というものを再検討していただきたいと思いますが、県の所見を最後にお伺いをいたします。

有泉成長産業推進課長 年数百回を超えます相談対応、それからセミナー、商談会の開催状況、また世界55カ国にネットワークを有する他に類を見ない組織であることを考えますと、県及び本県で海外進出を図る企業、団体にとって、ジェトロ山梨は欠くべからざる団体と認識しております。

ただ、これまでも振興協議会におきまして、ジェトロ山梨から活動報告は受けてきたところでありますが、事業の成果については、委員おっしゃるとおり十分に把握する必要を感じているところでございます。ジェトロ山梨に対しては、協議会の場などを通じまして、これまで以上に事業成果について県を初めとする分担金支出団体に報告するよう求めてまいりたいと考えております。

こうした報告を通じまして、県といたしましても、事業成果の把握に努めまして、事業内容への意見提出ですとか、分担金のあり方の検討に反映させてまいりたいと考えております。

桜本委員 終わります。

（起業支援の充実・強化について）

乙黒委員

それでは、起業支援の充実・強化についてお伺いしたいと思います。

昨今山梨県内でも企業誘致といったような形で、いろいろと苦勞もされてきた部分もあるかと思いますが、こういったコロナ禍の影響などもあって、なかなかそれは頭打ちになっている中で、やはり今後はこの県内において若い人々がこれから仕事をしていくに当たって、選択肢として自分でこういう企業を起こしていきたい、こういう仕事をしていきたいという部分が、大変重要になるのかなと思っております。

そんな中、主要施策成果説明書の4ページにあります起業支援の充実・強化について質問をさせていただきたいと思います。

まず、この起業支援金として11件、そして商工業振興資金、起業家支援融資として、計73件の利用があったと記載をされております。

こうしたケース、こうした借入れ等々の資金の提供した部分における情報の提供や、またアプローチ体制について、こういった活動をされているのか、詳細をお伺いしたいと思います。

有泉成長産業推進課長 起業支援金についてでございます。こちらは昨年度が事業の初年度でありました。また、県内の方に加えまして、県外の方でも本県で起業する場合には対象となることから、事業開始前に県内と東京において、事業の説明会を開催したところでございます。

また、県ホームページで募集に関する記事を掲載いたしましたほか、市町村や起業関係の支援機関にも募集に関する案内を送付しております。

小林産業振興課長 御質問のうち、起業家支援融資についてお答えいたします。

この融資に関しましては、周知や利用の促進を始めるため、PRチラシの配布、ホームページを通じた広報はもちろんでございますけれども、県が主催します市町村等を対象にしました創業支援事業説明会、いわゆる融資条件等の説明でありますとか、創業を検討している方などを対象としました創業支援セミナーにおきまして、この参加者に制度の案内をしているところでございます。

また、商工団体と創業のトレンドや県制度融資に関する意見交換を定期的に行っておりまして、起業しようとする方のニーズに応じた金融支援ができるように連携を図っているところでございます。

さらに、産業振興課に中小企業金融相談窓口というものを設置しておりまして、こちらにおきましては、融資業務を熟知した金融専門相談員が、起業家支援融資を受ける方に対して、きめ細やかに対応しているところでございます。

以上です。

乙黒委員

今、御説明の中で、さまざまな情報発信をする中で、起業を考えている方々からの募集を募っているというような説明がございました。実際問題、この支援金として11件ですとか、融資として73件というのが、実績としてあるんですけど、やはり待つだけの姿勢ではなくて、どうした方々がこういった起業のニーズを持って、そういう情報をみずからつかまえてきてくれればいいんですけど、まだまだそういった部分がわからない中で模索をされている方もたくさんいらっしゃるのかなと思っております。

そんな中で、先ほどの起業支援金では、県内にかかわらず県外の方でも山梨

県内で起業するという部分には対象になるというお話もありましたし、やはり日本全国を含めて発信するのと同時に、そういった部分、こちらから情報を提供しながら、アプローチをしていくという手法も必要なのかなと。

先ほど商工会等の連携や意見交換会という内容もありましたが、やっぱりそういった部分をしっかりと充実していくことが、今後の起業するなら山梨県で立ち上げたいと思っていただけるような情報発信が必要なのかなと思っております。

その中で、この県内における起業家、先ほど県外という部分もありましたので、県外も含めてということにはなるんですけど、県内で起業を考えている方々が潜在的な人数としてどのぐらいいらっしゃるのか。また、そういった起業のニーズに係る情報収集というのを、昨年度どのように行っていたのか、具体的な部分をお伺いしたいと思います。

有泉成長産業推進課長 当課においては、起業・創業を目指す方々を対象に、さまざま支援事業を実施しております。これらの事業を実施する中で、起業を志す人、あるいはニーズなどの情報は把握しているところでありまして、事業と申しますのは、ビジネスプランのコンテストを行い、優秀な者を表彰するビジネスプランコンペ、それから起業を目指す女性を対象に実施しているセミナーでありまして、これらの事業の中から情報収集、掘り起こしなどを行っているところであります。そのほか、やまなし産業支援機構においても、起業相談は応じておりますので、この取り組みからも情報収集を行っております。

乙黒委員 次に、高校生向け、先ほど少し答弁の中でもありましたが、このビジネスアイデアコンテスト及びビジネスプランコンペのこの実施状況や、参加していただいた皆さんがどのぐらいいたのか、またその後の成果についての詳細をお伺いしたいと思います。

有泉成長産業推進課長 まず、県内高校生向けビジネスアイデアコンテストであります。若者の起業家精神を身につける機会を提供し、新たな価値の創造にチャレンジするイノベーション人材の育成が目的でありまして、教育委員会などの協力を得ながら、昨年度から開催しております。

実施状況としては、まず、事業内容などの説明のため、キックオフイベントというのを開催しまして、こちらには県内7校から107名の学生さんが参加していただきました。これに続いて先輩起業家などからビジネスプランへの助言をいただくようなイベントも開催し、実際、プレゼンをやって、そこで評価いただく予選会を経て、ここでコロナウイルスの関係で、最終のコンテストが昨年中にできなくなってしまいましたので、これは本年度に入って7月に最終コンテストを開催し、20名が県内6校から参加をいたしまして、コンテストを開催したところであります。

成果であります。高校生アイデアなど、非常に新鮮なのですが、ビジネスプランとしては、やはり実現性、持続性といった点で欠けている場合もございます。本事業では、先輩起業家からの助言ですとか、最終コンテストで審査をお願いしました県内有力企業の経営者の皆さんから厳しい指摘なども受けることができまして、高校生にとっては貴重な機会となったものと思っております。

ります。

次に、ビジネスプランコンペであります。

県内における起業創業を促進するため、Mt.Fujiイノベーションキャンプという名称で、平成26年度から毎年9月に開催をしております。昨年度は21組、27名の参加でありました。この事業では、IT系ベンチャーの立ち上げメンバーですとか、起業家支援の専門家、あるいは大企業の新規事業担当が協業を目的といたしまして、ビジネスプランの本格的なブラッシュアップを行うことから、その後の事業化に結びつく質の高い事業となっております。

成果ですが、昨年度参加21組中5組が起業しまして、既に起業している方の中からは、3組が新規事業を開始したところであります。26年度からの累計では起業29組、新規事業開始が36組となっております。

浅川委員長

執行部に申し上げます。

委員の質疑に対し、簡潔に答弁願います。

乙黒委員

丁寧な説明、ありがとうございます。

実際、さまざまなこういった新たなプランも立てている中で、まずは高校生のビジネスアイデアが、確かに未熟な部分は多くあるとは思いますが、さまざまな経験された方々の意見をもらいながら、今後の役に立っていくのかなという部分を感じますし、また、実際にビジネスプランコンペのほうでは、既に多くの方が起業につながっているという実績をお聞きしまして、大変心強くも思いますし、またこうした部分の継続も必要なのかなと思いました。

その上で、若い人々がこれからこういう部分をしていきたいという、そのアイデアと、また実際にこうしたビジネスプランから起業につながった方、ビジネスプランコンペの結果つながった方もいるという中で、改めてちょっとお伺いしたいんですけど、どのようなプランがあったとか、参加した方々以外にも、発信ですとか、そういった部分というのをされていたのかどうか。こういうプランは別の方が見ても参考になるんじゃないかなということがあるので、その部分だけ追加でもう一点、お聞きしたいと思います。

有泉成長産業推進課長 イベント終了後には、優秀なビジネスプランにつきましては、県や委託先、委託の団体のホームページなどで紹介をしているところであります。

おっしゃるとおりだと思いますので、今後もプランの公表などを心がけてまいりたいと思います。

乙黒委員

やはりこうしたさまざまなアイデアをいただいて、当事者だけではなくて、実際にそれを使って、先ほど桜本委員のお話もありましたが、産業支援機構等のこともありますし、そのアイデアを実際に実現できるような会社に、こうしたプランを提供したりですとか、そういったさまざまな選択肢を発信することによって、県内のビジネスという部分が、幅が広がったり、また参加した高校生たちが、いずれはそういう企業に就職したり、またそこから独立して起業につながっていくというようなことを考えますと、こうしたプランの実施というのは、大きな今後の山梨県の活力につながっていくのかなと大きく感じております。

この起業支援の部分も、県内における起業を促進して、産学官金連携による支援体制を強化するということを目的に掲げておりますので、このコンテストですとか、こうした部分だけにとらわれることなく、その後の企業との連携、さらには方向性や若い人たちの新たな就職だったり、の中の選択肢で自分で起業していくんだ、そしてまだまだ起業に足りない部分に関しては、県内のいろいろな企業で勉強して、さらにそこから独立を目指していくというような、新たなスキームの構築ですとか、そういった部分を広げていくと、大きな、簡単に他県から誘致というのは難しい昨今の状況の中で、県内の人材を外に出さないというような部分にもつながっていくのかなと思います。

私自身、この起業の充実強化というものに大きな期待を持っていますので、ぜひ今後もさらにブラッシュアップした事業の実施をお願いしたいと思います。答弁は要りませんので、以上で質問を終わらせていただきます。

（収入未済額について）

鷹野委員

それでは、よろしくお願いたします。

歳入歳出決算審査意見書の4ページ、5ページであります。

既に、ほかの委員からも質問が出ておりますけども、改めて質問させていただきます。

収入済額は、前年度と比較して130.3%と大幅に増加しておりますが、主な増加要因となった令和元年度調定分の公正入札違約金を除いた額でも、前年度の32.3%の増加となっております。

そこで、全庁的に法令や山梨県滞納債権処理方針等に基づき、適切な債権管理、滞納管理等を進めてきたと思われませんが、これまでの取り組み内容について伺います。

今井出納局次長（会計課長事務取扱） 債権管理、滞納整理等につきましては、それぞれの債権を所管する所属におきまして、法令等に基づく督促や早期の交渉、また場合によっては訴訟等の法的処理などに、回収の強化に取り組んできております。その際、当課におきましては、債権回収及び処理マニュアルを作成し、必要に応じ、改定を行ってきたところであり、また、毎年度債権管理担当者向けの研修会を開催するなど、担当部局への支援を行ってきております。

なお、委員御指摘のように、収入未済額は全体的には増加となっておりますが、県税につきましては、地方税滞納整理推進機構の取り組みや市町村との連携の効果、徴収努力などにより、平成20年度には約42億円程度あった未収金が、平成元年度には約10億円程度まで減少してきたところであります。

鷹野委員

また、審査意見書において、今後は新たな未収金の発生の防止はもとより、債権回収の解消を進めるなど、法令や山梨県滞納債権処理方針等に基づき、収入未済の解決に一層努められたいとの意見が述べられておりますが、今後の進め方について、当局の御所見を伺います。

今井出納局次長（会計課長事務取扱） 今後の進め方につきましては、滞納債権の縮減に向けまして、引き続き適正な債権管理の指導助言を行うとともに、先ほど申し上げました担当者向けの研修会を開催して、職員のスキルアップや意識の向上を図

るといった、これまでの取り組みを一層進めるとともに、情報の収集を行いまして、適正な債権管理について担当部署に支援を行ってまいりたいと考えております。

また、催告や交渉を繰り返したにもかかわらず、誠意が見られず、かつ支出能力があると予想される者に対しては、強制執行や訴訟など、法的措置を検討するよう指導していきたいと考えております。

新たな未収金の発生防止につきましては、今まで口座引落制度の導入や、郵便局での納付を可能にしたり、コンビニエンスストアでの納付を一部の使用料については可能にするなど、納付方法の拡充を進めてきておりますが、今後は電子納付など、より払いやすい環境の整備も検討してまいりたいと考えております。

鷹野委員 今後も引き続き、未収金の回収につきまして、御努力いただきますよう、お願い申し上げます。質問を終わりといたします。

（防災総務費について）

志村委員 それでは、審査意見書に基づき、防災総務費について質問します。

説明資料は、防の3ページになりますが、防災総務費のうち、上から3つ目の中黒、中央市にある県立防災安全センターの費用について、まず、その支出内訳をお伺いします。

小澤防災危機管理課長 防災安全センター費につきましてお答えをさせていただきます。

防災安全センターにつきましては、指定管理施設になってございまして、県からは指定管理料といたしまして、そちらに防3ページにございますように1,435万6,000円を支出してございまして、その主な内訳といたしましては、職員の人件費が763万1,000円、光熱水費が197万7,000円、修繕費が52万9,000円などとなっております。

志村委員 御説明いただいたとおり、昨年度の指定管理施設の管理業務経理状況説明書を確認しましたら、指定管理料の1,435万円の支出内訳、人件費、需用費、光熱水費等御説明のあったとおりでありました。

また、清掃業務などの外部委託にも49万円など、支出がなされておりました。それらを踏まえて、次に指定管理者である一般財団法人山梨県消防協会によるセンターの管理運営の状況把握及び県としてこれをどのように評価しているのか、伺います。

小澤防災危機管理課長 まず、指定管理の委託業務の内容でございすけれども、防災に関する教育及び訓練に関する業務、また施設及び設備器具の維持保全に関する業務などでございすけれども、まず、管理運営状況につきましては、毎月利用状況など定期報告を求めています。

そのほか、必要に応じまして、随時調査を行って把握に努めているところでもございまして、2点目の評価につきましては、現在の指定管理者につきましては、委員のほうからもお話がありました財団法人山梨県消防協会でもございすけれども、平成18年度から防災安全センターの管理運営を行ってまいりまし

た実績を踏まえ、これまで防災、消防指導等の業務で培った経験やノウハウを生かして、適切な管理運営を行っているものと承知をしているところでございます。

以上でございます。

志村委員 管理運営状況の把握と県の御評価について答弁をいただきましたけれども、幾つか確認をいたします。

1点目ですが、消防協会は決算年度の前年に県監査委員による財政的援助団体等監査において、消防法で年2回行うべき消防用設備等の点検が1回しか実施されておらず、監査を受け、その後は機器点検を5月と11月に、総合点検を5月に実施するとしたようですが、昨年度は計画どおりに実施されたのでしょうか。

小澤防災危機管理課長 御指摘の消防法に定めます消防用設備等点検でございますが、昨年度につきましては、総合点検を5月に実施いたしました。あわせて、機器点検、これは半年に一度行うという形になってはいますが、あわせて、こちら5月に一度行っております。

11月に再度、機器点検、半年に一度ということで実施をしているところでございまして、一旦御指摘等いただいたわけですが、その後はしっかりとやらせていただいているところでございます。

志村委員 2点目ですが、指定管理者の管理運営、特に収支の状況についてですが、昨年度の収支差額が149万5,000円となった理由は何でしょうか。

小澤防災危機管理課長 指定管理者の委託料と、あと収入と支出の差額が149万5,000円余ということで、これだけ残余が出たわけですが、こちらにつきましては、直接その施設を管理する際に、委託業務を従前行っていた者につきましては、施設の職員が原材料等を購入して、その上で直接施工をしたというような内容がございまして、そういったものを代表的なものでございまして、需用費、そのほか役務費等々の必要経費につきまして、可能な限り圧縮をするような形で、経費の節減に努めたという形で伺っております。

志村委員 もう一つ細かい点を確認しますが、昨年度の支出の内訳を見ると、御答弁にもありましたけれども、例えば人件費は763万257円、修繕費は52万8,159円、光熱水費は197万6,604円となっています。しかし、一昨年度までの支出内訳は、こうした費目の単位が全て千円以下は端数がなく、何千円、下3桁が全部ゼロという額になっていました。なかなかこういう会計報告は見たことがないのですが、指定管理者の経理に問題があるのか、資料作成上の取り扱いなのか、理由があれば知りたいところでもあります。

心配しているのは、指定管理者としての消防協会への評価が、業務が適正に実施されている、問題ないとの御判断のようですし、昨年度の決算の数字は下1桁まできちんと明記されているので、改善が図られたと理解していいということなのか、いかがでしょうか。

小澤防災危機管理課長 恐れ入ります。昨年度の決算、確かに円単位までということでございます。一昨年度の決算につきましては千円単位ということで決算のほうは報告されているということをお聞きしておりますけれども、こちらにつきましては、今ちょっと数字の中で確認がちょっとできませんので、速やかに確認をさせていただきまして、後ほど答弁をさせていただければと思っております。

志村委員 それでは次に、③の防災安全センターの役割及び体制について、改めて確認したいと思っておりますので、お伺いします。

小澤防災危機管理課長 防災安全センターにつきましては、昭和57年に県民の防災に関する教育及び訓練を行う場所、また防災対策の普及及び啓発に資する目的を持ってあります。あわせて、防災用の資機材を備蓄するために設置をされた施設でございます。

体制につきましては、施設の管理運営につきましては事務局長、こちらは施設管理責任者でございますけれども、こちらが1名、センター長が1名、書記1名、防災指導員2名、計5名体制で施設の管理運営を行っているところでございます。

志村委員 防災安全センターは、本県の防災に関する普及啓発、体験研修施設でもあり、防災資機材の備蓄施設でもあると承知しています。消防協会の職員が協会の業務とセンター業務を兼務している状況で、スタッフが十分なのか、センター機能の充実が図られているのか、施設の老朽化への対応もされてはいるようですが、展示物の更新が滞ったり、センター内に指定管理者である協会の事務所があることで、例えば光熱水費の仕訳が不明朗になったりというようなことがあってはならないと思っておりますので、センターの設置者として、受託者の監督はしっかりお願いしたいと思っております。

それでは、令和元年度決算を踏まえて、最後に今後の防災安全センターの考え方についてお伺いします。

小澤防災危機管理課長 県におきましては、自助・共助など防災意識のさらなる普及向上を図るために防災基本条例を制定いたしまして、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

中でも、防災意識の普及と向上の重要性につきましては、県民の理解を深めるため、防災安全センターは、非常に重要な役割を担っていると認識しているところでございます。

このような観点から、時代にふさわしい防災安全センターとなるよう、指定管理者と連携をしながら、県民の皆様を初めとする利用者の皆様などの御意見を丁寧にお伺いながら、施設の充実などにつきまして今後検討してまいりたいというふうに考えております。

志村委員 私も消防団員を15年やっておりました。防災対策については、ほかの委員の皆様と同じように、とにかく充実、強化を図っていかなければならないという課題意識を持っています。

この防災安全センターの昨年度までの5カ年平均の利用実績は、年間およそ

3万6,000人ということで、昨年度も若干減りました、年間約3万4,000人だったと承知してはいますけれども、その内訳というのは、入館者が約4,000人、出張講座の受講者は約1万4,000人、防災指導車両起震車、これの体験利用者が約1万6,000人となっています。

私はセンターの入館利用実績を伸ばしていただくことで、より一層防災意識の醸成や知識の普及啓発に寄与していただきたいと考えています。台風や水害などの展示もふえてはいますが、まだまだ地震や火災がメインという色彩が濃い防災安全センターを、さらに充実した施設に強化を図っていただきたい、このように思います。

御答弁いただいたように、県では防災基本条例を制定していますし、今月は防災月間でもあります。防災減災に向けた取り組み指針にも、始めのほうで防災安全センターを紹介しています。また、防災対策は、自助・共助・公助の協働により推進すると条例の基本理念でも定めています。

公助の役割としても、本県の防災安全センターの充実強化は必要不可欠、論も時もまたないものであると申し上げ、以上で質問を終わります。

（県有地の有効活用について）

向山委員

それでは、質問のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、説明資料産の2ページにあります県有地の有効活用についてお伺いをいたします。

なお、この件に関しましては、10月30日の総括審査、第3グループにおいて普通財産の有効活用についてということで、白壁県議のほうからも御質問があった部分と重複をする部分はありますけれども、産業労働部の観点からどのように捉えるのか、また、今後の方向性についても、昨年度決算の状況を踏まえた中での御答弁をいただきたいと思います。

まず最初に、旧リニア見学センター、バス待機所の土地で行われました昨年11月の公募型プロポーザル方式によつての県有地の売却についてお伺いします。

この土地は、都留市の北部に当たりまして、都留市が整備をいたしました都留市大原工業団地に近接している土地でありまして、ここにホームページ上にも公募型プロポーザル方式による県有地の売り払いについての趣旨等が書かれています。この趣旨によりますと、企業誘致に関する事、またあるいは地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者には相当の経済的効果を及ぼす事業として、機械電子産業などの製造業の集積を図ってきた、これは団地のことですが、今後はこれに加えて中部横断自動車道の開通により、飛躍的に向上する交通アクセスを生かして、法律に基づく、やまなし未来物流等推進計画を策定をしたことから、物流業の誘致にも取り組んでいくこととしていと書いてあります。

また、その中、この土地の売却に当たって、立地環境や周辺企業との調和を図りながら、当該土地における事業活動によって、将来にわたり高い経済効果を生み出し、ほかに波及効果を及ぼすと認められる製造業や物流業の立地を目指すものであると、業種もある程度特定をされた上で、ついでには、事業者からの提案を通して、多角的な観点から総合的に評価することとし、公募型プロポーザル方式によつて、売却事業者を選定をすると明記をされています。

これを踏まえた上で、プロポーザル方式によって民間企業に売却をされたまでの経緯、また一般競争入札ではなく、公募型のプロポーザル方式を採用した理由について、見解をお伺いいたします。

有泉成長産業推進課長 経緯でございますが、当該地はバス待機所として使用されておりましたが、全面稼働は少ない状況でありました。そこで、全体面積のうち、約4割程度は待機所として残した上で、59.2%に当たる5,782平方メートルが処分を検討いたしました。その結果、都留市の工業団地に近接している幹線道路、高速道路へのアクセスが容易であり、工場の立地条件に恵まれていることから、将来にわたって、経済効果を及ぼすと認められる製造業等の立地を目指すことといたしまして、工業地として売却し、活用することが適当な土地と判断したところでございます。

次に、プロポーザル採用理由についての御質問もございました。本件土地の売却に当たりましては、事業者提案を通しまして、総合的に評価して選定をすることが最良と考えまして、この考え方に立って、プロポーザルでしたら売却に当たって活用目的を確認することができる、その上で売却することができるということで、公募型のプロポーザル方式を採用したところでございます。

向山委員

御説明をいただきました。将来にわたってという部分で製造業の部分と、また事業者提案ということでプロポーザルということ、今御説明をいただきましたが、例えばプロポーザルを行う場合でも、一般競争入札ではなくて、部局審査でもお伺いしましたけども、プロポーザルを利用して企業誘致を図ったのは、昨年度この1件だという御答弁もありましたが、そうしたところの部分も、公告の中で行った中で、また今後それがどのような活用をされているのかというの、県としても昨年度の決算の状況を踏まえて検討する中で、また今年度中も経緯をしっかりと見ていただいて、御検討いただければなと思います。

そして、県有地の有効活用を検討する中で、当該場所、当該のこの該当場所を貸し地とする考えはなかったのかについてお伺いをしたいんですけども、これについても白壁県議のほうから御質問があったとおり、貸し付けは定期借地権や借家権、資産の保全と持続的な収入源となると、売却より貸し付けのほうが有利になる場合もあるという御質問もあったんですけども、産業労働部として、企業立地を行う立場として、今後県有地における企業誘致は、売却を前提に行う考えなのか、それとも先ほど申したように、貸し付けとしてそうした企業誘致を行うこともあり得るのか、そこら辺の考えについて見解をお伺いしたいというふうに思います。

有泉成長産業推進課長 まず、昨年度の処分検討においては、県有未利用財産というのは、庁内で売却要綱というのがございまして、こちらで利用目的のないような土地については、維持管理費の負担軽減等のため、積極的に処分を進めることとされております。

また、県有未利用財産の利活用等基本方針においても、売却処分することを第一義的に考え、難しいものに限っては、貸し付けを行うこととされておりましたので、これらの考え方に基きまして、本件土地は売却によることとしたところでございます。

今後についての御質問もございました。こちらについても、未利用の県有地の処分ということでもありますので、庁内の方針にのっとって進めていくことが重要であると考えておりました。総務部の資産活用室にも確認したところ、先週の総務部の答弁でもあったように、今後については借り受けですとか、買い取りといった形態も含めて民間ニーズの把握に積極的に取り組んで、事業用定期借地権を活用するなど、より柔軟な利活用を模索するとのお考えでありますので、工場用地につきましても、この考え方に基づいて示される方針に沿って、今後については売却あるいは借地等の処分を検討してまいりたいと考えております。

向山委員

答弁いただきまして、昨年度の状況を踏まえて、またこの決算委員会の中の審議を踏まえて、産業労働部、また総務部のほうで検討いただいた中で、貸し付けについても積極的に取り組むということ、今答弁をいただきまして了解をいたしました。

リニア中央新幹線の開業が少し延びてしまっていますが、リニア周辺の開発についても、県有地の有効活用等が必ず出てくる分野だというふうに思いますので、その際に売却がいいのか、また貸し付けが県にとってどういう形で一番いいのかというのを、ぜひ検討をいただいた上で、産業労働部、また総務部を初め、特に県議会ともしっかり議論をしながら、前に進めていっていただきたいと思います。要望で終わります。答弁は結構です。

（公金支出のある事業での政治活動について）

続きまして、説明資料3、4ページの公金支出がある事業での政治活動についてお伺いをしたいと思います。

山梨県の勤労者ふれあい事業補助金というものがあると承知をしています。これは、以前にいただいた資料のほうなんです。補助金の概要として、日本労働組合総連合会山梨県連合会が開催する広く県民を対象に行われ、勤労者の福祉に資するふれあい事業に助成をするということで、補助限度額は50万円になっているものと承知をしています。

この要綱についてですが、趣旨は知事は県内勤労者の福祉の向上を図るため、勤労者ふれあい事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則に規定するもののほか、この要綱の定めるところによると、交付の決定について、第5条ですが、知事は前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認められたときは、補助金の交付額を決定し、申請者に通知するものとするとあります。これを踏まえて質問をさせていただきます。

昨年4月に行われました第90回メーデーに対して補助金が支出されたと承知しています。新聞報道によりますと、メーデーには長崎知事は招待されず、参院選を見据えた呼びかけが行われたと承知しています。

一部記事を紹介いたしますと、見出しが「メーデー、自民との対決姿勢鮮明」と、「連合の有志が27日に開いた第90回メーデーは、夏の参院選を見据えて、自民党籍の長崎幸太郎知事を招待せず、安倍政権や自民党への対決姿勢が鮮明になった」と。また、挨拶の中で、「夏に参院選を控えるため、長崎知事を招待しなかったと説明。『選挙闘争は道半ば、自民党候補の当選に頑張ると表明する

知事を、どうしても呼ぶことはできなかった』と強調した」と。「連合の10人の産別組織内候補と選挙区も含め、全員当選のため、結集をお願いする」と呼びかけたとあります。

加えて、参院選に向けて連合の組織内候補10人全員勝利を目指すとした特別決議を採択しましたが、山梨選挙区は「メーデーを契機に野党統一候補の擁立を切望する」とあります。

労働環境の改善に向けた運動は、私も、そして県としても積極的に支援すべきだと考えます。一方で、公金が支出される事業が、政治色の強い集会となった場合、山梨県として、産業労働部としてどのような見解なのか、お伺いしたいと思います。

渡辺労政雇用課長 この事業は、県内勤労者の福祉の向上を図るために、広く県民を対象に行われ、かつ勤労者とその家族の交流や勤労者福祉の推進に資する勤労者ふれあい事業等について、県内最大の労働団体である連合山梨に補助したものでございます。

連合山梨では、県内で最も多くの労働者とその家族が集まる働く者の祭典であるメーデーに合わせて、この勤労者ふれあい事業等を実施しております。

県といたしましては、あくまでも勤労者の福祉向上を目的として交流イベントや労働相談会などの費用について補助を行ったものでございます。

以上です。

向山委員 今答弁いただいたとおり、勤労者ふれあい事業は、子供から大人まで一緒になって楽しめる時間と場所を提供するとともに、勤労者としての一体感を醸成するとあります。

重ねてですけれども、労働者の環境改善に向けた集会、また運動は必要なことだと思います。その一方で、この部分がちょっと弱かったんですが、政治色の強い集会となった場合に、県はどのような見解なのか、その部分についてもう一度お伺いしたいと思います。

渡辺労政雇用課長 県といたしましては、あくまでも勤労者の勤労者福祉の向上を目的とした交流イベントや労働相談などの経費に補助をしているものでございます。

向山委員 公金の使い方、あいちトリエンナーレ2019や、また自民党が行いました桜を見る会等もあります。公金の使い方、政治のあり方、しっかり検討して行っていただきたいと思います。以上です。

（医療機器関連産業の集積について）

飯島委員 リベラルやまなしの飯島修です。よろしくお願いたします。

私に続いて、我が会派の古屋委員がこの後質問しますので、あわせてよろしくお願いたします。

総括審査も最終日、第5グループの皆さん、防災局、産業労働部の皆さん、出納局の皆さん、大変お待たせしました。せっかくお待ちいただいたので、たくさん質問をしたいと思っているわけではありますが、質問の時間も限られております。早速始めたいと思います。

主要施策成果説明書の3ページ及び歳入歳出決算説明資料の産の3ページであります。これまでもあるいは今後も佐野委員がいらっしゃって、企業の支援の充実等の質問があらうかと思いますが、私は、成長産業として期待される医療機器関連産業の集積を促進するため、県内医療機関等と連携し、中小企業等の医療機器分野への進出を支援するとある、この先ほどの説明書は、これは先を見据えた取り組みであり、大変評価したいとまずは思います。

そこでまず、この医療機器関連産業集積育成費事業、決算1,434万5,000円ということですが、この概要をお伺いします。

有泉成長産業推進課長 本事業は、医療機器産業の進展を図るために、本年3月に策定いたしましたメディカル・デバイス・コリドー推進計画の策定のための経費であります。主な事業概要は、計画策定の支援業務をいわゆるシンクタンクに委託したもので、県の指示に基づいてさまざまな業務をサポートさせました。

具体的には、有識者を集めた計画検討会の開催、資料作成の支援、それから医療機器関連産業の意向把握のため、県内企業向けのアンケート調査の実施、それから県が骨子を作成しました計画案に関するデザイン等の支援であります。

飯島委員

本年3月にメディカル・デバイス・コリドー計画が策定されたと。これを準備する経費だということがわかりました。シンクタンクあるいはアンケート等の経費ということになります。

専門分野における有識者の幅広い意見交換は、重要かつ必要だと思われまます。そこで、有識者による検討会議を実施したということですが、具体的に検討委員はどのようなメンバーで構成されているのか、お伺いします。

また、ここで検討された主要な意見とか内容は、どのようなものであったのか、あわせてお願いいたします。

有泉成長産業推進課長 まず、検討会議の委員でございますが、産業、医療、大学、行政、金融機関、それから先進県であります静岡県、さらに国から14名の委員をお願いいたしました。産業界についてはメーカー代表、それから県内中小企業で医療機器産業に参入されている代表的な企業の代表の方々、医療機関は県医師会の代表の方など、大学については、これまでも協力関係にあります山梨大学の副学長、こちらの方には座長をお願いしております。それから、金融機関と静岡県は先進県ということで、医療機器関係の支援組織であるファルマバレーセンター長などです。

それから、主な意見といたしましては、特に県内中小企業の委員から医療機器の専門支援組織の設置、常勤コーディネーターの配置など、支援体制の強化を求める意見が強く出されたところです。

それから、企業向け支援の内容といたしましては、医療機器の開発も大事ですが、より企業が参入しやすい部品、材料の供給を重点的に支援してはどうかという意見がございました。

飯島委員

わかりました。ありがとうございます。

産業界、医療界、大学、金融機関、行政、幅広くメンバーにしてやっておられると。また、課長がおっしゃったように、新しい事業でありますから、立ち

上げというか、開発は時間と費用の必要性のリスクがあるということで、材料、部品の供給、こういう意見が出たというのは、もったもだと思います。これからも何回か行われると思いますので、しっかり意見を吸収してやっていただきたいなと思います。

それから、アンケートという話もありました。現場の声を直接聞くというのは、これは大切なことであります。医療機器産業に関する県内企業向けのアンケート調査は、これまで実施したことがあったのでしょうか。また、そうだとしたら、それはどのような結果なのか、お伺いしたいと思います。

有泉成長産業推進課長 県内企業向けアンケート調査については、県内の機械電子機器製造業の企業1,281社を対象に実施いたしまして、332事業所から回答がございました。これまでこれほどの規模で実施したことはございません。

主な意見といたしましては、参入企業が抱える課題ということでは、市場ニーズですとか、開発戦略がなかなかわかりづらいといった割合が高く、課題に対する支援としましては、医療機関あるいは医療機器メーカーとのつなぎを求める回答が多かったということでもあります。

それから、今後の事業展開についてもお聞きしますと、メーカー等への部品材料供給を企業は望んでいるということも把握できました。

それから、参入意向がありませんと回答した企業にさらに理由をお尋ねしますと、医療機器分野への理解が不足しているからだという回答が多かったという状況でございます。

飯島委員

現場のアンケートの結果は、正直にというかね、素直に反映されていると思います。やっぱり未分野のところなので、不安も多いし、先ほども申し上げましたように、開発よりも部品供給と、こういうことであると本県においては、電子機器産業はメインでありますから、そういうところから協力ができるのかなと思います。さらに企業マッチングあるいは法規制の指導とか技術支援と、これから起きてくると思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

先ほどの最初の説明で、ことしの本年3月にメディカル・デバイス・コリドー推進計画を策定したということですが、その計画の中に、この検討会議や企業向けアンケートの意見は、どのように反映されたのか、お伺いします。

有泉成長産業推進課長 検討会議やアンケート調査を生かしまして、施策の柱を示して、計画の中で柱を示して施策展開することといたしました。最も検討会議やアンケートで求められていた支援体制の強化につきましては、県内企業の総合支援窓口といたしまして、本年6月にメディカル・デバイス・コリドー推進センターをやまなし産業支援機構に設置し、企業支援を専門的、具体的に行うコーディネーターを配置することといたしました。

次に、企業支援策の内容としては、これも検討会議、アンケートで求められていました部品材料供給にも注力することといたしまして、計画内でこれに関する支援を柱の一つとして位置づけたところでもあります。

それから、未参入の企業が理由としていました、本産業への理解不足への対応といたしましては、従来から山梨大学に委託実施しておりました医療機器産業の人材養成講座、これを継続実施することといたしまして、さらに本産業専

門のホームページを開設いたしまして、さまざまな情報、県の取り組みなどを積極的に発信することといたしました。

飯島委員

ありがとうございました。

検討会議のメンバーのそれぞれのバックグラウンドを生かして反映されているというのはよくわかりました。医療機器産業は、高齢化や健康意識の高まりを背景に、国内外で安定的な成長が期待できると思います。また、本県の機械電子産業の高い技術力が活用できる有力な分野だと思います。

新規参入企業の拡大や、県内企業の医療機器メーカーとの取引拡大などの成果を上げるよう、先ほど6月に立ち上げたとおっしゃっていました推進センターと一体となって支援をしていただきたいと思います。

我が会派では、静岡のファルマバレーセンターを視察に行っていました。私個人的には、将来的にそれに勝るとも劣らないものを期待したいと思います。

以上でこの件については質問を終わります。ありがとうございました。

（働き方改革の推進について）

続きまして、主要施策成果説明書の65ページ、働き方改革の推進についてお伺いしたいと思います。

まず、県内中小企業における多様な働き方の定着に寄与したと、こういう記述があります。具体的に一体多様な働き方というのは、内容をお聞かせいただきたいと思います。

また、定着に寄与したということの、その根拠もお示しいただければと思います。

渡辺労政雇用課長 多様な働き方につきましては、在宅勤務を行うテレワークや、勤務時間を自由に設定できるフレックスタイム制など、勤務時間の多様化、それから時間単位での連休の取得など、休暇制度の充実などになります。

多様な働き方への定着の寄与についてですが、帝国データバンク甲府支店が平成30年8月と令和元年12月に行った調査によりますと、山梨県内企業の意識調査におきまして、30年8月の調査では、働き方改革に取り組んでいる県内企業の割合が38.6%でございました。翌年令和元年度の調査では53.1%と14.5ポイント増加しております。これは、法改正により、企業の意識が高まったことに加えまして、働き方改革を支援する県の取り組みが一定の効果をもたらしたものと考えております。

飯島委員

企業の回答から、県の働きによってパーセンテージが上がっているということですので、引き続き御尽力いただきたいなと思います。

あと、働き方改革アドバイザーと、こういう方がいらっしゃるようですが、企業訪問で580社と、このように書いてあります。それぞれ企業で事情は異なると思います。

具体的に、どのようなアドバイスをして、どのような意見、要望を聞いていたのか、お伺いします。

渡辺労政雇用課長 企業からは、働き方改革に対応するために、同一労働・同一賃金の実現や休暇の取得促進、長時間労働の是正などの課題を解決したいという相談が数多く寄せられております。

これらに対しまして、働き方改革アドバイザーが具体的な状況をお聞きした上で、他の企業の優良事例やテレワークの導入など、働き方改革に関する助成制度などを紹介しております。また、課題解決に向けまして、就業規則の改正などが必要な場合には、アドバイザーの報告を受け、県が社会保険労務士などの専門家を派遣しております。

飯島委員

本当にこれは先ほど冒頭申し上げましたように、企業はさまざまな環境がありますので、さまざまな対応を県としてはしなければいけないと思うわけですが、切実な同一賃金・同一労働、休暇の取得と、これは最前線においては古くて新しい問題ということもありますので、引き続きしっかりやっていただきたいなと思います。

それから、令和元年度から本県では、YAMANASHI・ワーキング・スタイル・アワードと、こういうものを創設したと承知しておりますが、このYAMANASHI・ワーキング・スタイル・アワードというのは、一体どういうものなのか、お伺いします。

渡辺労政雇用課長 YAMANASHI・ワーキング・スタイル・アワードは、働きやすい職場環境づくりや、育児・介護等に関する支援、高齢者や障害者など多様な人材の活用など、働き方改革に取り組む優良企業の皆さんを表彰する制度でございます。昨年度創設したものでございます。

受賞した企業のメリットといたしましては、貸し付け利率が優遇される県の融資制度、成長やまなし応援融資の対象とするとともに、参加希望の多い県主催の合同就職説明会に優先的に参加していただくこととしております。また、合同就職説明会の会場や県のホームページなどにおきまして、優良企業として広く紹介することとしております。

飯島委員

ありがとうございました。

優良企業として取り扱って、PRもするということでもありますけれども、この受賞者には、もう一回どういうメリットがあるのか、お答えいただけますか。

渡辺労政雇用課長 受賞企業のメリットといたしましては、貸し付け利率が優遇される県の融資制度がございます。成長やまなし応援融資の対象とするとともに、参加希望の多い県の主催の合同就職説明会に優先的に参加できること。それから、その会場や県のホームページで広く広報をしております。

飯島委員

企業にもやる気になっていただくというのは、これはいいことでありますから、引き続きふえることを望みます。

今後ますます働き方の多様化ということが進むと思います。改革を進める過程で企業、職場の意識改革のモチベーションを上げるのは、さまざまなハードルがあろうかと思えます。一方、労働時間は、働くものにとって、相当な部分を占めているわけですね、1日のうちで。そういうことを勘案すると、皆さ

人もそうですけれども、働き方改革は誰にとっても、その家族にとっても、とても大事なものであるというのは間違いないと思います。

引き続き成果を上げるよう、御尽力をいただけることを期待しまして、以上で私の働き方改革推進についての質問を終了いたします。ありがとうございました。

（U I ターン就職の促進について）

古屋委員

成果説明書48ページ、50ページ、U I ターン就職の促進について伺いたいと思います。

本県は、言うまでもなく、大学などの進学を機に、県外に出る学生が多く、県内の企業の人材確保をするためには、より多くの若者がU I ターン就職していただくことが、極めて大事だという、そういう立場から質問したいと思いません。

まず1点目は、成果説明書の48ページの成果指数において、出身学生等のUターン就職率が26%となっている算出根拠と、また基準値よりも下回っているという、そういう状況が記載されているわけでありまして、それらの要因について、まず最初にお伺いしたいと思います。

渡辺労政雇用課長 お尋ねのUターン就職率でございますが、このUターン就職率を算出するために、本県出身の平成31年3月、新規学卒者の就職状況につきまして、東京圏の大学など、238校にアンケート調査を行いまして、125校から回答をいただいております。

このアンケート調査の結果、本県出身の新規学卒者1,610人のうち419人が県内に就職をしており、Uターン就職率は26%となっております。

また、成果別説明書48ページの基準値26.5%を下回った要因でございますが、対象の学生が就職活動をしておりました平成30年度は、企業側では深刻な人手不足を背景に、東京圏に集中する大企業の求人が伸びております。

このため、学生側でも安定志向から大手企業への志向が高まり、大企業が集中する東京圏に就職する傾向が強かったことなどによるものと考えております。

古屋委員

次に、これに関する具体的な施策として成果説明書の50ページにU I ターン就職の職種の中に、施策推進の拠点としてやまなし暮らし支援センター及びU I ターン就職支援センターを設置していますが、それぞれの設置目的、人員など、運営体制と相談件数と実績などについて、伺いたいと思います。

渡辺労政雇用課長 やまなし暮らし支援センターは、平成25年6月、都内で移住及びU I ターン就職に関する情報をワンストップで提供する窓口といたしまして、東京有楽町の交通会館内に開設いたしました。人員といたしましては、NPO法人ふるさと回帰支援センターに委託した移住相談員1名、労政雇用課の正規職員1名と非常勤の就職相談員1名の3名体制で運営しております。昨年度はU I ターン就職相談1,122件の相談対応を行っております。

一方、U I ターン就職支援センターは、昨年8月に若年世代のU I ターン就職支援を強化するとともに、都内で祝日や年末年始を除きまして、毎日相談に応じられる体制を構築するために、2拠点目の窓口として、東京大手町に開設

をいたしました。運営につきましては、株式会社パソナに委託し、移住・就職相談員1名の体制で昨年度は8月以降270件の相談対応を行っております。

古屋委員

徐々にこの大手町のUIターンセンターも着実に相談件数が伸びているということでございますので、よく理解したところであります。

次に、最後の質問になりますが、UIターン就職促進協定校と連携した座談会の開催があるということでありまして、どのような事業を行っているのか、また協定締結状況とその取り組みの内容、成果についてお伺いいたします。

渡辺労政雇用課長

座談会は、就職活動が本格化する前に、UIターン就職促進協定校の学生を主なターゲットといたしまして、県内企業にUIターン就職した若手社員や就職内定者から山梨で働き暮らす魅力や、就職活動の体験談などを聞くことにより、県内へのUIターン就職を促進するための事業でございます。昨年度は11月と12月に開催いたしまして、都内の学生61名が参加いたしました。

また、現在UIターン就職促進協定は、東京圏の大学、短大44校と締結をしております。協定校におきましては、県が行う合同就職フェアなどへの参加の呼びかけ、大学内で行う就職説明会の県紹介ブースの設置、保護者会での就職情報の紹介、Uターンの就職アンケート調査などへの協力などを実施していただいております。

次に、協定の成果についてでございます。先ほど説明しました平成31年3月新規学卒者のUターン就職率は全体で26%でございますが、UIターン就職促進協定校44校のみのUターン就職率は28.3%で、協定校以外の22%を6.3ポイント上回っており、協定による取り組みに一定の効果が出ているものと考えております。

古屋委員

まさに着実にその協定校を含めた地道な取り組みをしているところは数値も上がっているということでございますから、今後ぜひ引き続き大学との連携をする中で県外の進学した学生に対して、山梨の企業に働くことのすばらしさをしっかりアピールしながら、UIターン就職の支援の充実を図っていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

（企業支援の充実、経営革新計画を作成した企業について）

佐野委員

それでは、主要施策35ページ、決算報告書192ページを参照いたしまして、企業支援の充実、経営革新計画を作成した企業についてお伺いをいたします。

昨年度経営革新計画を作成した企業は20社となっており、策定を含め支援が行われていますが、まずはこれら経営革新計画の計画内容など、概要についてお伺いをいたします。

有泉成長産業推進課長

20社であります。業種内訳といたしましては、製造業、飲食店、宿泊業、情報通信、サービス、卸売、小売、建設、医療、福祉など実にさまざまな企業が取り組んでおります。

計画内容といたしましては、昨年度は20件、分類いたしますと、新商品開

発が9社、新サービス開発が6社、新たな事業活動への展開をしたのが5社となっておりまして、具体的には、新商品開発といたしましては、日本酒の製造メーカーが、日本酒製造時期ではない夏の時期を利用いたしまして、日本酒工房を活用したウイスキーを製造するとか、新たな事業活動といたしましては、自動車部品メーカーが工場空きスペースを有効活用しまして、栄養価の高いニンニクを生産する農業分野、異業種進出をしたという例がございます。

佐野委員 ありがとうございます。

次に、本計画は経営改善に資するための革新計画を策定、実行するものであり、これにより収益が改善されているのか、確認することは重要と考えます。この20社の収益について、その後の状況を確認しているのかについて、お伺いをします。

有泉成長産業推進課長 経営革新計画は、法に基づく計画ですので、毎年国からの依頼に基づいて県においてフォローアップ調査というのをやっております。この中で、収益状況も調査対象としております。ただし、本調査は10月1日が基準日でありますので、昨年度承認の20の計画についていえば、本年度において近日中に調査を実施するということとなります。

佐野委員 ありがとうございます。

さらにこの調査対象の企業の中で、収益の改善が見られたのは何社か、お伺いします。

有泉成長産業推進課長 今お答えいたしましたとおり、経常利益の伸び率は確認するのですが、昨年度承認の20社については、本年度から実施することとなりますので、御参考に、昨年度調査結果を申し上げますと、調査対象18社、このうち15社について収益の改善が見られるという結果でございました。

佐野委員 最後になりますが、各事業者が経営計画等を策定し、自社の強みや今後の方向性を把握することは重要であると思います。計画を策定するに当たっての支援だけではなく、引き続き各事業者に寄り添い、フォローアップをしていくことは肝要だと考えますが、どのように対応しているのか、お伺いをします。

一瀬産業労働部次長（産業政策課長事務取扱） 経営計画等の策定後のことですが、経営計画等を策定した事業者に対しましては、計画策定を支援した商工団体等が補助金の活用や金融支援など、さまざまな場面において伴走型でフォローアップを行っているところでございます。

やまなしイノベーション創出事業費補助金におきまして、経営計画を策定した事業者につきましては、補助金を活用して実施した事業効果につきまして、計画策定後も経営状況の聞き取りを行いまして、特に売り上げが伸び悩んでいるような事業者に対しましては、商工団体を通じまして、金融支援ですとか専門家派遣など、内容に応じた適切な支援を行っているところでございます。今後もさまざまな機会を捉えまして、事業者に寄り添ったフォローアップを進めていきたいと考えております。

佐野委員 事務事業の執行によって、フォローアップが図られて、経営革新が推進されていることは、事業者を含め、県全体の各種産業を支えていくことに、大いに重要なことだと考えます。今後にも御期待をいたして、次の質問に移りたいと思います。

（企業立地の促進について）

次に、主要施策3ページ、決算報告書196ページを参照いたしまして、企業立地の促進についてお伺いをいたします。

初めに、主要施策成果説明書3ページ、施策名、企業立地の促進中の産業集積促進助成金による立地企業に対する支援15件について、まずは助成を受けた企業の県内企業、県外企業の内訳をお伺いいたします。

有泉成長産業推進課長 助成を行った15件中、県内企業の工場新設等に伴うものは10件、本県に新たに立地した県外企業に伴うものは5件となっております。

佐野委員 次に、この具体的な助成金の効果についてですが、この助成金が執行された企業15件における県内からの雇用者数については何人か、お伺いをします。

有泉成長産業推進課長 企業15件のうち、増加雇用人数は348人でありまして、このうち県内からの雇用人数については291人となっております。

佐野委員 最後に、経済活性化策として助成を執行する本事業においては、企業収益状況の増減等を確認することが必要だと考えますが、状況確認等について、どのように実施されているか、お伺いをします。

有泉成長産業推進課長 助成金を交付した企業に対しましては、交付要項に基づきまして、事業状況報告書の提出を、交付を受けた日から5年間、義務づけております。この報告書につきましては、助成金の交付日より1年を経過した日から、30日以内に提出することになっておりますので、この中で企業収益の状況等も確認しております。

佐野委員 ありがとうございます。

産業労働部が主導しまして、この県内に立地の喚起を図って、県外から呼び込むこの企業立地を根幹にして、人・物・収益増の御努力が、この件数など数値指標での成果と伺いました。今後も県主導での企業立地・誘致についてよろしくお願いをしたいと思います。

（県外学生を含む、若者世代のUIターンの促進成果について）

それでは、次の質問に移ります。説明資料3、4、主要施策50ページ、決算報告書116ページを参照いたしまして、県外学生を含む若者世代のUIターンの促進成果について、お伺いをいたします。

さきのとおり、この質問のとおり、まず企業を立地して、若者世代を県内に呼び込み、定住増加を目指す事業は、県内人口増の施策フレームの根幹をなす

ことだと考えます。

そこで質問します。主要施策説明書50ページ記載の県内機械電子部品産業就職者への奨学金返還支援認定者は27人ですが、令和元年UIターン者が含まれているのか、お伺いをします。

小林産業人材育成課長 認定者には、令和元年のUIターン者が含まれております。昨年度認定いたしました27人のうち、本年3月に卒業した大学4年生等が24人おりますが、全員県内に就職しております。このうちの20人が県外大学からのUIターン就職者であります。

佐野委員

ありがとうございました。

この奨学金返還制度は非常に有効な施策であり、事務事業であるというふうに考えています。

今年度の成果が出されてきていることを確認させていただきましたので、今後ともどうかよろしく願いをしたいと思います。

以上で質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

浅川委員長

以上で質疑・意見を打ち切ります。

先ほどの志村委員の質問に対する回答が調ったとのことですので、執行部に回答を求めます。

小澤防災危機管理課長 志村委員の先ほどのお尋ねでございますが、指定管理施設の管理業務経理状況説明書を作成いたしまして、その平成30年度決算までが千円単位になっている、令和元年度、昨年度の決算においては1円単位まで記載がされていると、これについての御説明をということでございました。

こちらの経理状況説明書の作成に当たりまして、昨年度までにおきましては、千円単位、千円未満の数値を四捨五入いたしまして、こちらの調書のほうに記載を、私どもでさせていただいたところでございます。

ただ、より正確な記載を行うため、本年度の作成から令和元年度の決算額から1円単位で記載をするように、記載方法の変更をさせていただいたところでございまして、それによりまして、その前年と当年度とのところに千円単位、あるいは円単位の記載の差が出てしまいました。

本来でありますと、前年度以前もしっかりと円単位まで記載をすべきところではございましたので、こちらにつきましては、執行部、私どものほうの反省をするところでございます。

以上でございます。

※認第1号 令和元年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

討 論

なし

採 決

全員一致で認定すべきものと決定された。

※認第2号 令和元年度山梨県公営企業会計決算認定の件

討 論 なし

採 決 全員一致で認定すべきものと決定された。

その他 ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

決算特別委員長 浅川 力三